

平成29年第1回定例会

四万十町議会会議録

平成29年3月15日(水曜日)

議事日程(第3号)

第1 西原眞衣議員に対する再懲罰の件について

第2 一般質問

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~~

出席議員(18名)

1番	橋本章央君	2番	林健三君
3番	古谷幹夫君	4番	緒方正綱君
5番	岡峯久雄君	6番	下元真之君
7番	岩井優之介君	8番	水間淳一君
9番	吉村アツ子君	10番	味元和義君
11番	下元昇君	12番	堀本伸一君
13番	楨野章君	14番	武田秀義君
15番	中屋康君	16番	西原眞衣君
17番	橋本保君	18番	酒井祥成君

~~~~~

欠席議員(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	山脇光章君	会計管理者	左脇淳君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口寛君	危機管理課長	野村和弘君
企画課長	敷地敬介君	農林水産課長	長谷部卓也君
商工観光課長	下藤広美君	税務課長	永尾一雄君

町民環境課長	植村有三君	建設課長	佐竹一夫君
健康福祉課長	山本康雄君	上下水道課長	高橋一夫君
教育委員長	谷脇健司君	教育長	川上哲男君
教育次長	熊谷敏郎君	学校教育課長	杉野雅彦君
生涯学習課長	辻本明文君	農業委員会事務局長	西谷久美君
代表監査委員	中岡全君	政策監	田辺卓君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山脇一生君	町民生活課長	佐々木優子君
-----------	-------	--------	--------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	竹本英治君	町民生活課長	林久志君
-----------	-------	--------	------

~~~~~

事務局職員出席者

|      |        |    |       |
|------|--------|----|-------|
| 事務局長 | 宮地正人君  | 次長 | 酒井弘恵君 |
| 書記   | 國澤みやこ君 |    |       |

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（酒井祥成君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより平成29年第1回四万十町議会定例会第8日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 日程第1、西原眞衣議員に対する再懲罰の件についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、16番西原眞衣君の退場を求めます。

〔16番西原眞衣君 退場〕

○議長（酒井祥成君） この議案につきましては、四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）委員長堀本伸一君。

○四万十町議会懲罰特別委員長（堀本伸一君） それでは、代表して、私のほうから報告をいたします。

平成29年3月15日。

四万十町議会議長酒井祥成様。四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）委員長堀本伸一。

審査結果報告書。

平成29年3月14日付で、四万十町議会会議規則第111条第1項の規定により、懲罰の審査の付託を受けた件について、次のとおりご報告いたします。

1、懲罰審査対象の議員。西原眞衣です。

2、懲罰審査請求の対象となる理由。平成29年3月14日、本会議において、西原眞衣議員に対し、地方自治法第135条第1項「公開の議場における陳謝」の懲罰を科したが、陳謝の朗読を拒否したため、再懲罰を求める。

3、審査の結果。議会の意思決定に基づき、西原眞衣議員に対し、「公開の議場における陳謝」の懲罰を科したが、陳謝の朗読を拒否したため、再懲罰を科すことに決定した。再懲罰は、秩序の維持、品位の保持に反したため、3月15日から3月17日までの3日間の出席停止とする。

なお、審査委員会の設置、経過等、詳細は次のとおりでございます。

### 1、懲罰特別委員会（第2号）の設置。

本委員会は、平成29年3月14日付で、町議会議員8人の連署により、西原眞衣議員に対し再懲罰動議が提出をされ、議長指名により、懲罰特別委員会（第2号）が設置された。その後、8人で構成する四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）を同日招集し、委員長、副委員長の互選を行った。

### 2、審査の経過。

本委員会は、平成29年3月14日、本会議において、議会の意思決定として、西原眞衣議員に対し、地方自治法第135条第1項「公開の議場における陳謝」の懲罰を科したが、陳謝の朗読を拒否したので、再懲罰を科すべきかの審査を行った。

第1回懲罰特別委員会（第2号） 平成29年3月14日火曜日。8人全員出席。

審査の内容を確認し、全員が審査することを適当と判断した。その後、再度の懲罰に科すべきか否かを諮り、懲罰を科すべきと全会一致で可決した。次に、どの懲罰を科すかの審査を行った。まず、地方自治法第135条第1項の規定する「懲罰の種類」について、事務局より説明を求めた後、協議を行い、「3日間の出席停止」の懲罰を科すべきと全会一致で可決しました。

### 3、審査の結果。

議会の意思決定に基づき、西原議員に対し、地方自治法第135条第1項「公開の議場における陳謝」の懲罰を科したが、陳謝の朗読を拒否したので、再懲罰を科することとした。再懲罰は、秩序維持、品位の保持に反したので、3月15日から3月17日まで「3日間の出席停止」と決定をいたしました。

以上、報告を終わります。ご審議を賜り、ご決定をいただきたいというふうに思います。

○議長（酒井祥成君） 四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）委員長の報告が終わりました。

12番堀本伸一君は自席にお戻りください。

16番西原眞衣君から、本件について一身上の弁明をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） ただいまの16番西原眞衣君からの本件について一身上の弁明をし

たい旨の申し出について、異議がある方がいます。

異議の申し立ては、会議規則第87条の規定により、2人以上を必要とします。したがって、異議のある方の起立を求めます。

〔異議者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立2人以上であり、ご異議の申し立ては成立いたしました。したがって、16番西原眞衣君からの一身上の弁明をたい旨の申し出については、起立により採決します。

この申し出、一身上の弁明ですが、申し出を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立少数です。7番岩井優之介君、8番水間淳一君。したがって、16番西原眞衣議員の一身上の弁明を許可することは否決されました。

四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）委員長堀本伸一君の登壇を求めます。12番四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）委員長堀本伸一君。

これより、四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより日程第1について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井祥成君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより日程第1、西原眞衣議員に対する再懲罰の件について採決します。

この表決は起立により行います。

お諮りします。

日程第1、西原眞衣議員に対する再懲罰の件について、四万十町議会懲罰特別委員会（第2号）委員長の報告は、西原眞衣君に3日間出席停止の懲罰を科することでありま

す。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井祥成君） 起立全員です。したがって、西原真衣君に3日間出席停止の懲罰を科すことは、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

16番西原真衣君の入場を許可します。

〔16番西原真衣君 着席〕

○議長（酒井祥成君） ただいまの議決に基づいて、これから16番西原真衣君に対し懲罰の宣告を行います。

16番西原真衣君の起立を命じます。

16番西原真衣君に3日間出席停止の懲罰を科します。

16番西原真衣君の退場を命じます。

〔16番西原真衣君 退場〕

○議長（酒井祥成君） ここで暫時休憩します。50分まで休憩したいと思います。

午前9時42分 休憩

午前9時50分 再開

~~~~~

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにします。

橋本章央君の一般質問を許可します。

1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 改めまして、おはようございます。気分を一新して一般質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回、私は四点の大きな項目で一般質問を準備しております。通告書に従いまして、ただいまより一般質問を始めます。今回は、学校教育、まちづくり、町民生活、観光振興の四点で通告をしております。

まず、学校教育についてから質問をいたしますが、今回の一般質問の大きな目的は、2020年度から大学入試が大きく変わります。そのことを保護者を始め関係する人たちに知ってもらうことでもあります。2020年度といえ、今の中学2年生が現役で受験する時期となります。大学入試が変われば、当然、高校の教育のあり方、あるいは、小中学校の教育

の方法、それを改めて検証し、教育方針も新たに定めていかなければならないのではないかと考えます。私は、長年製造業に従事していたこともあり、教育関係については、知らないこと、分からないことばかりですが、異業種の視点から見えることもあると考えます。今回は、四万十町教育振興計画に書かれていることを中心に質問をさせていただきたいと思います。

まず、学校教育全国学力学習状況調査における、本町の現在の水準についてお尋ねをしたいと思います。このことは、この四万十町教育振興基本計画にあります。成果目標の1として、「児童・生徒において全国上位の学力水準を目指す」、こう書かれております。併せて、成果指標の中にも「全国学力・学習状況調査において、各校の平均得点を全国上位。併せて無回答率の減少」、こういうものを目指すと書かれておりますが、上位を目指すということは、今は上位でないということですので、それについて、今の本町の水準についてお伺いをいたします。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 全国学力・学習状況調査における本町の現在の水準ということについてお答えさせていただきます。

まず、全国学力・学習状況調査ですけれども、文部科学省が児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析して、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るため、小学校6年生と中学校3年生を対象として、全国一斉に実施されています。昨年の4月には、国語と算数、数学の2教科の学力と生活習慣や学習状況などに関する調査が実施されております。

全国学力・学習状況調査における本町の現在の水準ですけれども、小学校6年生では、国語と算数の基本的知識を問うA問題は全国平均を超えていますが、基本的知識を活用するB問題は正答率が全国平均を下回っており、全体的に考えますと、国語、算数とも全国平均並みと言えます。

中学校3年生ですけれども、国語はA問題、B問題とも正答率が全国平均を上回っておりますけれども、数学ではA問題、B問題とも全国平均を下回っており、課題が見られます。しかし、この学年が3年前の小学校6年生のときには、国語がA問題、B問題とも全国平均を下回っておりまして、小学校6年生の1年間、それから中学校の1、2年の2年間の学習で国語の学力が大幅に向上したということが分かっております。

なお、全体的な本町の小中学校の経年変化における状況ですけれども、小学校は、平成

20年ごろから全国平均より下回っていた正答率が少しずつ上昇傾向にあり、近年は全国平均並みとなっております。中学校は、平成22年以降、全国平均から下回る傾向にありましたが、昨年度から全国平均に並ぶ程度になってきています。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） この水準については、四万十町内の学校間で格差はありますか。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 学校によってもそれぞれ格差はございます。また、学校の子どもたちの人数が多い学校もありますし、少ない学校もありますので、それぞれの格差というのはございます。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） その中で成績の良い学校の取組の特徴は何か。そういうことを検証しておりますか。その点について。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 検証、それぞれの学校はそれぞれの校内研究というのをやっておりまして、それぞれの学校の課題に合った研究をやっております。授業の内容を、どのように授業を行っていくかということをそれぞれの学校が、子どもたちに合せて、課題に合せて授業改善をやっておりますので、全体的にはそういうことが言えますけれども、成績がよくなっているという学校につきましては、いや、一つの例ということじゃありませんけれども、やはり学校の中で、例えば授業のほうを、中学校で見ますと、教科等でそれぞれが教科会を持って研究して、授業にどのようにしていくかというものを高めていったりというような研究もいたしております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） やっぱり、この上位を目指すという指標を掲げてある以上は、せっかく町内にそういう成績の優秀な学校が、突出しているかどうかは別として、あるとするならば、そういうことをしっかり、なぜ良かったかというところをやっぱり検証すれば、ほかの学校も必然的にレベルの上がる、また、水準が上がっていく取組ができるのではないかと考えますが、今後の対策として、そういうところはやれるでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 例えば、学校の規模によりますと、小規模の学校のほうは複式教育ということを行っていますし、それから、大きい学校は、先ほど言ったような各教科間の先生方の何人もおられますので、それぞれの研究もなさっています。それぞれがそれぞれの学校での研究を行っておって、学力を高めるように研究をしているわけですが、そういうような校内の研究というものをそれぞれが持ち寄って、例えば、小中連携授業というのがございますけれども、そういうところで、自分たちはこうしていると、こういうので学力がついたというようなことの発表の機会もあるのかと思っております。そういうことで、小中一貫も今やっておりますけれども、そういうことを通じても知らせていくということ是可以できると思います。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） この四万十町教育振興基本計画が策定されたのが、平成26年6月というふうに記されております。つまり、ここから全国上位を目指すと書かれているとおり、これを目指す取組について。具体的にこういうふうな取組があるよという弁があれば教えていただきたいと思えます。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 先ほど全国学力・学習状況調査の結果ですけれども、A問題の基本的な知識はついていてということについてはついてはいるんですけれども、実際は知識を活用する力というのに課題が見られます。

教育委員会としましては、全国学力・学習状況調査の結果の分析を行って、さらなる学力向上に向けて、まず一つ目として、先ほどのA問題になります基礎的な知識を確実につけるために、基礎、基本を徹底して習得させると。まず、A問題のほうを徹底して習得させるということ。それから二つ目に、知識を活用するために授業の中で思考をさせ、お互いの考えを交流し、練り合う場や時間を設けるなど、探求的な学びを行うということ。それから二つ目に、問題解決に向けて、その目的に応じた様々な資料を活用するといった単元構成でありますとか、授業展開を仕組んでいくことの重要性を町内の校長会、それから研究主任会がございまして、そういうところで提案しまして、学校と共にこの課題の克服に向けて取り組んでおります。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） このいわゆる学テで全国上位を目指す、この取組については、上位の常連校であってもB問題については非常に苦勞をしている。つまり、基礎学力はついているけれども、応用がなかなかであるというこの判断です。こういう教育方法の中に今、最近、特に、どの教育関係の書かれておる文献とかその他を見ても、アクティブ・ラーニング、能動的学習という言葉があちこちに出てきます。また、中には、アクティブ・ラーニング的な取組というふうな具体的な取組が載せられたり、そういうこともあります。本町において、こういう教育方法、アクティブ・ラーニングという取組は実践するつもりはありませんか。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 各学校がアクティブ・ラーニングについて、それに向かって、今、取り組んでいるところでございます。授業はそれぞれ、各学校は授業づくりスタンダードとあって、一人一人が今までは経験的に依存した自己流な授業を実施しがちなことが多かったわけですが、やはり、全テの結果からの課題に対する授業改善の方法ということで、各学校がスタンダードという、例えば、そのような子どもたちの深い学びでありますとか、そういうところを追求するために子どもたち同士の小グループの、例えば話し合いを設けたり、あるいは1人学びという、1人で学んだ後に、全員で先ほどのような話をしたり、それからまとめたり、それから、今日の授業を振り返ったりと、そのようなことを通じて授業を行っております。そういうアクティブ・ラーニングに向けて、それぞれの学校は今、取り組んでいる最中です。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 先ほど言われたB問題の成績の上がっている学校の特徴として、私の友人のおる、お隣の四万十市の中でもそうですし、また別の知り合いのところで聞いてみましても、アクティブ・ラーニングという授業を行っている。そのためにB問題の成績が非常に伸びておるといふこういう実績、結論が出ております。こういうことを積極的に本町の小学校、中学校、そういう教育の現場へ取り入れていけないものか、いかないものか、その点について答弁を願います。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 先ほどもお話ししましたとおり、アクティブ・ラーニングを取り入れていくということで、今、それぞれが取り組んでいるところでございます。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 私、過日、そういう公開授業がありましたので、そこを参加させていただきました。そのときに、これはすばらしいなと思ったのは、全校生徒40人かそこらぐらいの学校で、1年生から6年生まで全員おる。そんで、私のように公開授業を見に来た変なおじさんが三、四人おる。その中で、今日の授業の感想を述べられる人、ということで、校長先生が最後の話に投げかけました。すると、全員の子どもの手が挙がるんです。「はい」。その中で一番早かったのが、小学校の2年生ぐらいの小柄な、シャイそうな、おとなしそうな女の子です。その子が当てられたときにどういう発言をしたかということ、「今日は時間内にできませんでした。でも、次は予習をしっかりと、できるようにします」。つまり、自分でそういうふうに、本当はできなかったこと、恥ずかしいことも堂々とみんなて発表する。そうして、なぜできなかったか。予習をしていなかった。だから、次は予習をして、しっかりできるようにする。その改善策まで、どうしたら良いかまで、その2年生ぐらいの女の子、語られるがですね。

ほかの生徒もいろいろ感想を述べて、その後に最後に校長先生が、「今日は公開授業で見に来ている方がおりますので、生徒の皆さん、後ろを向いてください。誰か1人、代表で今日の感想を述べてください」。私が当てられました。ぐだぐだの、もっとちゃんとしたことが言えなかったかと恥ずかしい思いをしたことがあります。是非こういう自分の意見をはっきり言う、つまり、これからのグローバル的な人材を育てるという部分に書かれておりますが、このとおりの人材が育つのがこういう教育法であろうと私は考えますので、是非そういう取組、これをやっていただきたいし、もっと広めていただきたいと思います。

そこで、現場の先生にお伺いいたしますと、こういう方法は、100人も超える人数のところでも、あるいは少人数のところでもやれると、そういう言葉もいただいておりますので、全て画一的な取組をせよとかいうのではないんです。全部の授業をこれでやれというわけではないんです。できるところからこういうことに、少々、ちょっとずつ切りかえていけるのか、その点。先ほどはいくと言いましたけど、本当にできるのかなという部分があるので、再度答弁願います。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 例えば、各学校で、今、スタンダードという話もしましたけれども、授業のほうで初めに、今日はどういう学習をするのかという問題の掲示をして、それから問いを持つ。みんなが今日はこの問いでやっていくよという問いを持つ。そ

れから、目当てを確認して、自力解決であるとか、あるいは集団解決であるとか、先ほどのグループでの討論なんかもそうですけれども、そういうことをした後に、最後に今日の勉強のまとめというのをして、先ほど議員の言われました振り返り、今日はどうやったかというようなことも、そのようなことを各学校で統一してやっていこうねということでも今、取り組んでおりますので、そういうことを通して、これからも授業改善というのをそれぞれの学校が取り組んでいっております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 取り組んでいただくということですので、それでは三番目の、そのほかにも学校現場には様々な要求が言われて時間が少ないということを全国的な傾向として言われております。学校現場で教職員が児童・生徒に向き合う時間や、授業の前準備、教員の研修等の時間を確保されているのか。本町においての実情について、答弁願います。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 教員は授業のほう、ずっとやっているわけですが、授業の間の休み時間というのがございます。そういうときには、例えば、子どもたちの宿題であるとか、自主学習ノートであるとかそういうものの点検。それから、昼は児童・生徒の給食を、一緒に食べて指導もしておりますし、それから、放課後は補充学習を行っていたり、あるいは、中学は部活動指導などもあります。また、児童・生徒のいろいろな指導なんかもございますし、それから、保護者への連絡もあります。その中で児童・生徒と向き合って、悩みを聞いたり、授業の研究や準備をしなければならないので、時間の確保というのはちょっと取りにくいところもあろうかと思えます。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 教育委員会が現場の実情を、そういう時間が確保しにくいことはわかっておるのに改善をしようとしめない理由は何ですか。何でできないんでしょう。言わば、学校の現場で子どもたちに向き合う時間を割いてまでつくらないかん書類とか報告書とかそういう雑用と言われる部分が多いんじゃないんでしょうかという気がするのですが、その点について答弁願います。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 学校現場からは教員が不足しているとか、それから小規

模校では、1人が多くの校務文書を受け持たなければならないということで、非常に多忙であるなどの意見がありまして、教育委員会としても課題意識を持っています。このため、教育委員会としましては学校現場の、例えば、授業改善を図る取組として、授業支援ソフトの導入を行って、授業の効率化とか情報化を図ることで教員の時間確保に今、取り組んでいるところでございます。例えば、電子教科書、それからデジタル黒板の導入もその一例です。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 最新機器を入れるのは、それは結構なことですけども、その扱いをする、それをどう取り扱う、そればかりに時間が取られたりする部分もあると感じております。そして、私は、先ほど冒頭で申しましたように、製造業でずっとやってきました。現場第一主義なんです。教育委員会の現場、これは学校じゃないんですか。学校の教員がいかに関心を持って自分の実力を発揮し、そして、子どもたちを導いてくれる。ここを第一に考えるならば、それを第一とするならば、もうちょっと軽減をしてあげないと、児童・生徒と向き合う時間だけでなく、自分のスキルを上げる、教員が勉強する時間、これすら取れんような状況では、それで全国の上位へ持っていけ。これはちょっと苛酷な話じゃないかと感じるのですが、その点について見解を短くお願いします。

○議長（酒井祥成君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 教員は、まず授業、教授活動とあって、子どもたちに教える仕事と、それから学校事務のほうもございまして。その学校事務のほうの軽減ということで、例えば、集金などの学校事務などの金銭を扱う、そのようなことを先ほど言いましたソフトとかを使って軽減するというようなこと。それから、学校支援する取組として、今、コミュニティスクールであるとか、それから、学校支援地域本部を行って、地域との協働の推進によって学校を支援、それから応援していく、軽減していくという取組は、これからやっていくと。去年からやり始めたところでございます。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 教育委員会制度も平成27年4月から変わっておりますが、本町においては、まだ任期があって、ここは移行していないわけですが、その中に教育委員会のこれまでの課題というところに、教育委員会の審議が形骸化している。その後の改革、どうするのか。教育委員会の審議の活性化。こいういうものが目指されております。

是非私は、ここで一つだけ提案をしたいと思います。といいますのは、何回か教育委員会の傍聴もさせていただき、そして、せんだっての総合教育会議、この部分にも傍聴させていただいて感じたことですが、教育委員会の委員、すばらしい人材の人が議会も承認をして務めていただいておりますが、この人たちが自分の持論を述べて、教育について述べるがを1回も聞いたことがないがです。私が行っていない時にあったかもしれませんが。そこで提案したいですが、教育委員会の中で、例えば、最後の1時間はこのテーマについて自由討議のような形で、それぞれの今までの経験や知識を生かして、自由討議の時間を設ける。そのことを広く公開をする。そのことによって傍聴者も増えると思いますし、関係する保護者の方が興味を持って参加する、聞きに来る。「これでは、こういう人たちに任せておけれんねえ」とか、あるいは「議会は何しゆうよ」とかそういう疑問が生まれてくる。「じゃあ、私たちでやろう」というふうな、若いそういう活発な人も生まれてくると、それがあある意味、金をかけない人材教育じゃないかと私は思っておりますが、教育委員会として今後、例えば定例会、毎回テーマを決めて、この部分については自由討論をしようよという、そういう取組、それはできませんか。その点について答弁を願います。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをさせていただきます。

議員には、傍聴にも何回か来ていただきまして、状況を見ていただいたところでございますけれども、非常に教育委員会のほうは、議題、協議事項等、多岐にわたっておりまして、そういったことでいろいろ中で議論もしておる、また話もしておるということで、合議体ということでございますので、その中で一定方向をまた進めて、見ておるということでございます。

そういった中で、先ほど自由討議というところでお話をいただいたわけでございますけれども、教育について、皆さんが当然関心も持った中で進めておるわけでございますので、これは、毎回とかいうことにはなかなかかなりにくい点もあろうかと思っておりますけれども、そういったようなタイミングをまた見計らいながら、是非に今からの教育というところを話す場というところを考えていきたく思っております。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 教育委員会を招集する教育委員長、是非答弁を願います。1年間やっても、月に1回でも12回です。教育に関する課題、12回とは言いません。それ以上あ

ります。だから、そういうところで教育委員会としてけんけんがくがく議論する、それぞれの今まで培ってきた知識や経験や、それを生かすそういう場にするために、また広く地域の人たち、関係する保護者、皆さんに知ってもらう。これで絶対に悪いことはないと思いますが、委員長の見解を求めます。

○議長（酒井祥成君） 教育委員長谷脇健司君。

○教育委員長（谷脇健司） お答えをしたいと思います。

先ほど教育長も話されましたが、今、教育委員会としまして、本当に多岐にわたったことで協議をしております。定例ということでやっているわけですが、その中で議員のご提案のありましたテーマを決めての自由討議でしたか、そういうことですが、本当に大事なことではあろうかと思えます。定例教育委員会の中で当然議論もしております。また、そういった議員の申されましたいろんな各委員の持論と申しますか、考え方も重要なことだと思えますので、協議をしながら、また事務局とも相談しながら、委員とも話をしながら自由討議も考えていくべきかなとは思っております。時間のこともありますので、また協議もしながら進めていきたいと思っております。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 私は冒頭に申しましたように、製造業で長いことかかわってきました。つまり、物を仕入れて、それを作って、売って、そのときに即断即決。感覚で「今、買いどきじゃ」あるいは「売りどきじゃ」、何のデータもなしでやってきました。そうしてやってきたんです。だから、教育委員長、たったこのぐらいの問題、できるかできんか、二者択一で答弁できませんか。今から相談してみます、検討してみます、あまりにもスピード感がない。もう一度答弁願います。

○議長（酒井祥成君） 教育委員長谷脇健司君。

○教育委員長（谷脇健司） 考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） もう一回だけ聞きます。こういう提案というものは、教育委員会委員、内部からはありませんでしたか。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをさせていただきます。

教育委員の中からもそういったことは出ているわけですが、また、先ほど委員長

のほうも答弁させていただきましたが、私どもは決して後ろ向きに捉えておるということではございません。やはり、時間ですね。先ほど言ったように、そういった討議をするところを見計らいながら、そのタイミング、そういったところをもって、「その他」という案件でも多岐にわたってお話もしておるわけでございます。そういった中に含めて、しっかりとまた教育ということについてお話ができていくという場というところは考えていきたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） もうこれ以上言ってもらちが明きませんので、最後に感想だけ言わせてもらいます。私の目から見たら、私が感じるところでは、ほかの人は知りません。私の感覚です。これは、非常に教育委員会というのは、曇りガラスの向こうというよりは暗幕の向こうでとり行われている、何事も決められている。そういうような感じがいたします。ですので、総合会議のときに、一言、どなたがおっしゃったか分かりませんが、「情報をリリースせよ」と、「情報をリリースしてくれ」と、そういうような発言があったと。非常に言葉に残っております。このことを付け加えて、この教育問題については終わりたいと思います。

引き続き、二点目の移住定住促進について。これに質問を移っていきたくと思います。ちょっと予定の時間を過ぎておりますので、一番、現況と課題について。また、主たるターゲットは。促進に向けての対策について。この三点、ごくごく簡単でいいですので、取りまとめてお願いをいたしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 本町の移住促進に向けての現況と課題、主たるターゲット、対策はというご質問であったと思います。

移住促進につきましては、四万十町では平成23年ごろより取組を始めたところございまして、直接的な移住促進に向けた取組につきましては、現在、移住希望者からの相談の対応でありますとか、住宅や空き家情報の発信、お試し滞在施設の整備とか、各種移住相談会への参加、あと、移住者向け住宅の整備とか各種住宅に対する補助制度の創設というようなことをやっているところです。

次に、課題になりますが、平成23年よりそういう形で取組をやってきておりまして、実際、この平成23年からの6年間で180名ほどの本町へ来られた方がおるといふ実績は上が

っているんですが、まだまだ町の情報発信とかPRがうまくできていない部分、あと、どうしてもいろいろ相談あるんですが、住宅の確保がなかなか難しいといったような課題。あと、集落へ入られた方への協調といいますか、そういうような課題もありまして、これからも順次取り組んでいかなければならないとは思っております。

また、この移住の業務につきましては、担当課になるんですが、企画課内、職員配置の課題もありまして、なかなか十分でないところもあって、今、移住後のフォローとかサポートができていないという大きな課題があるところでございます。

あと、主たるターゲットという感じで今、この移住促進については決めてはおりません。絞って取り組むといったことはまだ行っておらず、県が移住については、特に高知県のほうは強く進めておりますので、県と一体となって広くPRしながら、本県への移住希望者の方に対して広く対応している。また、本県への移住希望者の方に対して、逆に四万十町へ来てもらうような対策を行っているというところでございます。

以上になります。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 現況のところ、今の時点で第2次総合振興計画に、人口の将来展望、年間20組（40人）というような目標を設定して、今後の四万十町の第2次の総合振興計画が組まれておりますが、この目標、これはずっと今のところクリアできていく水準にありますかね。その点について。

○議長（酒井祥成君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 平成27年度で今、実績で45名、28年度が2月現在で44名ですので、今のところはクリアできているという状況です。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 多分、今は若者の田園回帰という一過性のブームに乗って、四万十川とか四万十町とかそのイメージで、ある一定成果を上げているのではないかと、そういうふうな臆測もするわけですが、今、全国の自治体では一斉に同じような、住宅の整備であるとか、似たり寄ったりの政策を打ち出して、移住者を促進しようと取り構えております。その大部分があめを与えてうちへ来てくれというようなやり方、こういうやり方になってはないか。例えば、四万十町ならではの取組、そういうもの。それとかターゲットなしでどうやって政策を打ち出していくのか。こういう年代のこういう人を絞っていかないと、ありきたりのよその自治体と同じような取組になってしまいはしないかと思うんで

すが、今後の、主たるターゲットを決めて、こういう政策を打ち出すんだよとか、そういうやり方というのは視野にないんでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議長（酒井祥成君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 今のところ、こういうターゲットに絞って移住促進について取り組むとか、そういう考え方は具体的な案は持っていないところです。ただ、担当課としては、今、議員言われましたように、各県が移住には特に力を入れてきております。これは地方創生の関係もありまして、そういう状況になっております。高知県もそれはわかっておりまして、高知県はこの移住促進先進県ということでやっておりますが、各県と対抗するために、今、県はすごい力を入れてきております。やはり、もう県と一体となって、高知県へ移住される方にとっては、四万十町というイメージというより、まずは高知県という入り方をしますので、高知県に来たいという方を増やし、その中で四万十町を選ぶという考え方で今のところは進んでいきたいと。

それと、もう一点は本町出身者の方です。Uターンの方をできれば、うまく情報発信して、Uターンの方を、多くこちらへ戻ってきてもらいたいという思いで、取り組んでいきたいとは思っております。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 今、課長から答弁で、主たるターゲットは特に決めていないと言っておりますけれども、先ほどの第2次総合振興計画の中で、人口の将来展望の中に「年間20組（40人）」と書かれております。ということは、家族であったり、若者の子育て世代であったりと、だんだん絞られてくるのではないかというような感覚もしております。

それと、町長、是非、こういう取組については、町長が言う人材育成という言葉、あちこちで、またそれに力を入れているのは分かります。だから、育成した人材を活用しなきゃ何ともならん。こういう移住定住に向けての取組というものには、若い感性を生かして、そういう人材を活用していく、そういう考えはありませんか。お伺いいたします。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私の立場からちょっとご説明させていただきたいと思います。

担当課長も申しあげましたように、町としてターゲットの位置付けということで明記したものはございません。ただ、私としたり、やはり、この生産を担う現場、現場の生産を担う、生産年齢人口といいますが、そういったものは第一に置いております。それで、その具体的な施策として、今、地域おこし協力隊というものを一昨年から3倍にせよという

ことで現場に指示をしております。現在19名、近々20名を超えるようになっておまして、それは、やはり若者世代、そして、様々な知識を持った、本当に経験を持った青年が入っています。これは当然、一定、Uターン者もおりますけれども、やはりIターンが多いです。お答えするとなれば、そういった若者を一つのターゲットにしておるのが私の考え方です。

もう一点、ここで、せっかくの機会ですので、ちょっとお時間ください。今、高等学校との座談会もやっております。私としたら、やはり、ここで生まれた子どもたちが、やっぱり、しっかり地域の産業を担っていきたいという環境をつくっていく、これも一つの。私は、ここで生まれた方をターゲットにしたいと思っています。ただ、それぞれの思いがございまして、全く外に出る、転出をすることを否定するわけではございませんけれども、やはり、そういった方もしっかりターゲットにして、ここに土地を持って、家族を持っている方がこの地域でしっかり支えていただくということもターゲットの一つに捉えておまして、今後、そういったことを含めて、新たに新規就農、また定住、Uターン、そういったものにつなげていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） この移住定住促進するターゲット、どの年代をというしっかり決めていないと、移住定住促進の予算も的外れなものになる可能性もあるわけですね。せっかくの予算を、大きな金額つけてやるんだったら、こういう絞った政策に生かしたらどうかとそうのように感じます。

次の四番目の、この過去の移住定住した人たちの意向調査、どういう考えを持っているか、そういう調査を実施したことがあるかないか、その点をお伺いたします。

○議長（酒井祥成君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 移住してきて来られた方に対しまして、1年程度経過後にアンケート調査というのは実施しております。その内容につきましては、移住してきた理由でありますとか、現在困っていることとか、不安に感じる事等について、アンケート形式でやっているという形です。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 私の場合、何かしら、よそから来た人たちが、うちの会社といますか、出入りをしたりとかいうことで、古くは20年前、あるいは17、8年前、10年前と、それぞついぞ最近という、たくさんそういう若い友人がおります。出身地はどこか

聞いたけど、覚えておりません。今まで何をしていたかは、私は気にせんから全然覚えていないんです。今ここで何をしたいかは聞きます。その中で、しっかりと農業で生計を立てていきたいんだということで、子育てもしながら頑張っている。この方の1人のことを言えば、国立大学を優秀な成績で卒業した子なんです。その子が四万十町で農業で生計を立てる。そういう一生懸命やっている。でも、この人たちに対しては、町のそういう制度、様々な国や県や町の制度を受けて入植、入植という言い方はおかしいかもしれませんが、本町へ住んでくれた方ではありません。こういう人たちの意見を聴取して、どういう補助をしてもらいたいか、あるいは悩みはこの人たちに聞いてやったほうがいいんじゃないかと思います。

町長の今回の施政方針の中にも「この町に住んでよかった。これからも住み続けたい。住みたくなる町」。こういうことを言われていますが、先行して四万十町へ入ってきてくれている人たちの情報は、瞬時に地球の裏側にまで届く時代です。この人たちが「本当に四万十町に来てよかったよ」と発信してくれるか、「あそこはねえ」と言われるか。それで随分と違います。ですから、是非とも、こういう調査とまでいかなくても話を聞く、そういう機会を設けてもらいたいと思いますが、その点についてどうでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 正に的を射た提案だと思います。この数日前に、今、地域おこし協力隊で入っておるメンバーを、参加できる者全て集めて会議もしました。彼らなりに定住の意思はしっかり確認したところでございますが、やはり、今、言われたように、そういった制度でなくて自然に入ってこられた方も、本当に地域で営々と活躍されておりますので、そういった場面をつくっていきたいと考えております。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） この大きな移住定住の促進についての五番目の幼児教育、学校教育と移住定住を関連させた考え方はないかという部分に移っていきたいと思います。

このことは鳥取県の智頭町、ここの取組として、森のようちえんという、まるたんぼうというところを運営している方のそのシンポジウムに参加することがありました。その資料としていただいたものを見てもみますと、森のようちえん、まるたんぼうというところとすぎぼっくり、その2園があるわけですが、定員が両方で40人です。県外からの移住者が19人です。約半数。こういう状況があります。つまり、何でここへ来たか。それは幼児教育をこういうところで、田舎で子育てをしたい、学ばせたい、あるいはそういうこと

を体験させたい、そういう思いからだ」と分析をしております。私もこれのビデオといえますか、あれを見せてもらったんですが、自分の子どもだったら何とか心を鬼にして参加できるかな、自分の孫だったら嫌だなと、そのぐらい自然の中へ放り出して、自分たちの思うようにやる、そういう幼稚園の教育をしております。

また、その一方で、隠岐島の島前高校のように風前のともしび、廃校になりかけの高校が今、2クラスになっているような状況を見てみますと、これも教育と結びついております。中学校の時点で県外から島へ移り住んで、それで地元の島前高校へ行く。そのことによって、その子たちのふるさとがそこになってきて、そういう循環が生まれておるといような事例もあります。そういう意味でいうと、今まで教育、移住定住、別々の取組をしてきたものですが、これを一体化したような取組、そこに魅力を感じて来る人が今からは増えてくると思いますが、これは教育委員会に答えてもらうか、もう町長の思いを伝えてもらうかは、答弁をお願いいたします。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 幼児教育、学校教育と移住定住を関連させてということでの町としての考えということになってこようかと思えます。私のほうからは、教育委員会としての立場のほうから申し上げたいと思えます。

立場といえますか、議員申されたように、先ほど、それこそ別々の取組を一体としてというところもございましょうが、教育委員会からの立場でちょっと答弁をさせていただきますと、子育て世代で移住先を考えると非常に気になるというのが、生活面だけではなくて、子ども医療制度や保育、教育など子育て支援策や子育て環境であると思っております。また、その充実が移住定住に効果があるということで、先ほど答弁しましたように、教育というところもかかわってくるかなと思えます。

教育分野におきましては、学力も身につけてほしいというところもございまして。先進的な教育であるとか、ふるさと教育、また環境的な教育ということなど、地方ならではの様々な学習や体験ができる個性豊かな教育には非常に魅力があることと思っております。中山間地域での魅力ある保育教育及び学校教育、これは移住促進としては最高のコンテンツになるということで思っております。四万十町では、それぞれの学校が地域の魅力を生かした特色ある教育活動を現在行っておるわけでございまして。現在のところ、移住定住を関連させてという考えということまでは至っておりませんが、先ほどの森のようちえんというところのお話もいただきました。私も昨年、こういったところの話も聞いたところ

でございます、実際に見たということではございませんが、非常に興味があるところでございます。

それで、もう一つ、考え方といたしまして、四万十町では、保育、教育分野、先ほど言いましたとおり、子育て家庭に対する育児支援や多子世帯保育料の軽減、放課後児童対策など子どもの保育や教育に関しての負担の軽減も図っておるところでございます。保育所、認定こども園から高校まで、四万十町においては非常に多種多様な学校が、ほかの市町村に比べて多いというところも特徴的でございます、山、川、海など豊かな自然に囲まれた学校におきましては、地域の協力もいただきながら、山の学習や学校林を活用した教育、また先進的ということにもなろうかと思えます。ICT教育など、各学校においても特色のある取組を行っておるところでございます。

次代を担う子どもたちを地域全体で育てる総合的な教育ということで、総合教育会議、議員も傍聴に来ていただいておりますが、その中でふるさと教育というところも、私もそういった視点も取り入れながら、これは総合的なというところでございます、学校、家庭、地域、行政、またそれと、先ほど隠岐島前高校のこともございますが、津和野のほうの津和野高校の事例というところも併せて、今現在、町内の高校生を応援する公設塾の「じゅうく。」というところがございます。そういったところとの連携も図りながら、ふるさとを愛し、志を持ち、地域に貢献できる人材の育成を目指す、そういったことで四万十町の教育環境や子どもたちの姿が、移住定住を考えている方々の目にとまっていたければということでございます。

そういったところで、現在のところ、移住定住を関連させてというところはございませんけれども、先ほど答弁させていただいたように、非常に関心のあるところというところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 先ほどの学校教育についてのところの問題へまた立ち返るようなことにもなるからですが、それについて答弁はどうたらいうことは望みませんが、今、教育長が、いろんな取組事例とか、あるいは考え方をおっしゃった中にも自由討議で議論するが何件も入っていました。特色ある教育について、今回は教育委員の皆さん、どんどん意見を出してください、そういうことができます。あるいは、四万十町の特徴を生かした教育とは何だとそういうことがあります。幾らでも題材があるんですから、こういうこと

も是非委員会の中で自由な発言の中で、傍聴者のたくさんおる前でやれるような機会をつくっていただきたいと思います。これについては、余談になりましたので、答弁があればどうぞお願いします。

○議長（酒井祥成君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 今回、議員のほうからご指摘もいただいた点について、教育委員会のほうも非常に活性化というところは図っておるわけでございますけれども、なお一層そういったことに向けて、努力、また話もしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 町長、是非答弁願いたいわけですが、町長は常々「縦割りではないかん。横の連携を」ということで発言もされますし、この今の新しい庁舎、垣根がなくて、ずっと横の連携がとりやすいつくりになっております。ただただ、教育委員会は個人情報とか云々のことがあって、ああいうお部屋になっているんだろうなと想定をいたしますが、その横の連携という意味で、例えば、教育委員会と移住定住、担当としては企画課になるかもしれませんが、こういうことを関連付けて一緒に考えていく。そのことで様々な効果が生まれると思います。

もう一つ例を挙げますと、先ほどの森のようちえんの高知市で取り組まれているアジロ山、ここで現地も参加させてもろうたんがですが、このアジロ山というのが高知市で不法投棄の山だったんですね。それで有名な山。そこが今こういうことに、森のようちえんのような山で、自然の中で子どもたちを遊ばすんだということで片付けたらそこがすごくきれいになって、ごみ一つ落ちていない。そういう様々な思わぬ結果が生まれてくる。これが横の連携ということじゃないでしょうか。町長、そのあたりの考え方、ひとつ教えていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 1番議員の先ほどの森のようちえんの例示等々も私も承知をしております。私が公約の中に「子ども未来塾」という、ひょっと気にしておる方はわかると思いますが、ご提案をさせていただいて、お約束でこの任に当たりました。結果として、昨年、高校課程の公設塾をつくりました。ちょうど議員もこの間、せんだっての総合教育会議には傍聴していただきましたが、私といたら今後、未来塾という形で、先ほどだんだんにご提案がありました保育、幼児教育段階から高等学校までの中で、特に義務教育過程

においては、先ほど言いましたように、例えば、学習する力をつける、そしてもう一つは、野山に出て様々な応用力を持った、生きる力を持つ子どもをつくるというのが私の一番大きな目標です。ですから、先ほどだんだんにご質問ありましたように、本当に今、正にそういう時期に来ておりますので、今後、私としたり、総合教育会議を必要に応じて重ねることによって、教育委員会との連携も深めてまいりたい。さらには、今後の教育の改革の中での私の立ち位置もしっかり占めながら教育行政と共にやっていきたいと考えておるところでございます。

○議長（酒井祥成君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） それでは、三点目の児童公園の整備についての質問に移っていきたいと思います。私の時間配分、ちょっと間違えまして、勘違いしておりました。ですので、この1、2、3、中止に至るまでの一連の流れを時系列で説明を求める、あるいは議会へ提案するまでの手順に問題はなかったか、今後の整備計画はあるか。これはもう一つの答弁にさせていただきたいと思います。このことで何を知りたいかということ、地域に説明したのはいつの時点でしたかということを知りたいので、時系列でという言い方にしておりますので、その点のそういう答弁の仕方をお願いいたします。

○議長（酒井祥成君） 十和町民生活課長林久志君。

○十和町民生活課長（林久志君） お答えいたします。

簡単にとということでございますけれども、十和地区児童公園整備につきましては、平成27年5月18日付で、昭和、小鳩両保護者会と十和連合青年団の連名によりまして、十和体育館横の広場での公園整備という要望書が提出をされ、同年の6月の議会において採択をされたものでございます。その採択を受けて、設置する遊具とか内容を検討の上に、28年度当初予算に工事請負費を計上させていただきました。

実施設計に当たっては、要望者であります保護者会との会を数回にわたって協議を行いまして、実施設計を行いました。この実施設計書を基本に、整備予定地であります地元の小野地区の区長、それから自主防災組織の代表者、それから保護者会との間で説明会を行いました。

その後、いろいろとその協議の中で、地震等による避難生活とか問題がありまして、十和体育館横での整備については断念をしたところでございます。その後、新たな候補地として、数か所協議を行いましたけれども、条件に合う候補地が見つからんということで、整備計画というものをもう一旦白紙に戻して、今後、選定をし直し、整備計画をつくり上

げて実施していくことが最善であるということで予算を削減したものでございます。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 議会へ提案するまでには当然進めておかなきゃいけない手順があると思うんです。議会が議決したということは、同じ責任を議会が負うということになりますので。しかし、今回の場合は提案する以前にやっておかなきゃいかん、確実に終わらせておかなければならない、確認しておかなければならないというところが抜かっておったのではないかとこのように感じます。これは、提案権を侵害するわけではないですけども、提案に至るまでの手順が抜かっておったのではないかと思うんですが、町長、その点、ちょっと短く答弁願います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） さきの議会でもこういったケースがあって、私のほうがあれだろうということでお答えしたところでございますが、今回、要望書に基づいての経過でございましたので、その辺については、詳細の私の把握が抜かったということでございますので、その辺の責任は痛切に感じておるところでございます。今後、そういったことがないように、くれぐれも現場に周知をし、私自身も改めたいと考えております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 関係する保護者に経過説明は十分にできているかということです。これはどういうことというか、関係する保護者の方は何回となく集まって、あそこの場所でどういう遊具がいいねとか、トイレはどうなるんだろう、そのトイレはちょうど死角になって、何か事件があったときに大変だねとか、それ、何回も集まって協議をしとるんです。そして、役場へ今日来てくれ、説明をするということで、役場サイド、行政サイドのスケジュールに合わせて、小さい子どもを連れてお母さん方も無理して、人に預けたりとか、そういう全て行政サイドのスケジュールに合わせて動いたことが全てが徒労に終わっておる。この人たちにどう説明するのか。この人たちが時間だけ浪費して行政に対する不信感だけが残って、何も残らなかった。これではかわいそうじゃないですか。その点を10秒以内で言ってください。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 先ほど担当課長が申しあげましたように、この件で全て廃止という考え方は持っておりません。近々推進協議会ができますので、そこで改めて協議をして

いただきながら、住民の合意を取り付けたい、その結果、実施に向けたというふうと考えておるところでございます。

○議長（酒井祥成君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 是非、この関係した保護者の方々が徒労に終わった、限られた与えられた命の時間の何時間かは、これに無駄に使ったというそういう悔しい思いがありますので、是非そこらあたりのこともフォローしてあげてください。

四番目の奥四万十博の質問に移ります。これは総括について。所期の目的は達成できたかとか、本町の観光事業の課題についてとか、これからの四万十町の観光に対する提言。この中で是非、担当課長として携わってきた課長の置き土産といたしますか、四万十町のこれからの観光はこういうことをしたらどうでしょうねという提言をもらえたらありがたいです。

○議長（酒井祥成君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それでは、奥四万十博の結果、また総括を踏まえて、今後どう取り組んでいくかといったところでの提案等のことでございますね。

時間がないので、まず数字的なことにつきましては、結果は高知新聞のほう、3月3日に掲載されてありましたので、省略させていただきたいと思います。

取り組んだ中での課題というところでは、この奥四万十博というのは、都会の人たちを誘客するためのキャンペーンと位置付けておりましたので、そのイベントの磨き上げ、体験プログラムの充実とかいうことがございましたが、それが少し、整理不足といたしますか、取組不足ということがあったかと思っております。

今後におきまして、私の提案といたしまして、四点ほど掲げております。一点目は、着地型の観光推進のための実証モデル事業を行ってみたい。行ってはどうか。また二点目は、地域の体験プログラムの実証事業。それから、三点目として、ふるさと名物案内人の育成プロジェクト事業。ガイドの養成といったようなこと。それから、四点目が、やはり宿泊施設の少ない本町として民泊、農泊の推進を進めるというようなことで四点の提案をしたいというふうに思っています、私は3月末で退職しますが、こういったものにつきましては、新たにできます、にぎわい創出課というのができると思いますので、そういったところにも引き継ぎながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（橋本章央君） ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（酒井祥成君） これで1番橋本章央君の一般質問を終わります。

11時まで休憩をしたいと思います。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番岩井優之介君の一般質問を許可します。

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、質問を行っていきます。大変重たい課題もありますけれども、よろしくお願ひします。

私の質問は、通告のとおり、町長の政治姿勢として、共謀罪、森友学園の教育方針、福島第一原発事故対策費21.5兆円と負担先の変更の3項目の町長の所見を求めるものです。

二番目の質問は、ワンストップサービスの確立。これは、東西の庁舎を往復せずに1か所で用事を完結できる工夫はできないかという質問です。

三つ目の質問は、国や県の事業で、住民の住宅改修にかけるものはないかという内容です。

四番目の質問は、高速道路が幡多路へ直通することが間近に迫っておる中での対応策でございます。

四つの分野、6項目で10の質問です。時間の制約もありますので、極力通告に従い、通告にある範囲で質問を心がけますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、町長の政治姿勢を問うということでの質問です。中身は共謀罪法案と森友学園の教育問題、並びに福島原発復興対策費の見直しについて、町長の所見をお伺いするものです。

初めに、政府が今、国会に上程を目指そうとしている共謀法案についての質問です。少し前置きがありますけれども、よろしくお願ひします。以前、特定秘密保護法案のときだったのか、同僚の議員と酒をくみ交わしながら議論をしていたときに、横で聞いていた元職員が話に入ってきました。「日本は戦前、なぜ不毛な戦争に突入していったのか。なぜ途中でとめられなかったのか。そこの総括が戦後、政権党の内部できちんと議論し、総括されていないのでは」という問いかけでございました。

なぜ戦争をとめられなかったのか。私は治安維持法の制定と、この法律でつくられた特別高等警察、いわゆる特高があったためだと考えています。戦争へ突き進むためには国民

の統制が必要です。見せしめに暴力革命を引き起こすという理由で、共産主義を徹底的に弾圧します。作家の小林多喜二も築地警察署に連行され、その日のうち虐殺されますが、遺体はそのままに放置し、翌日、心臓麻痺で死んだとして返されます。このような中でちまたでは「火付け、強盗になっても赤だけにはなってくれるな」と言われたそうです。投獄され、対象者が少なくなると、特高は組織維持のために法律を変え、クリスチャン、天理教、創価学会、新右翼までが弾圧の対象に広がっていきます。

共謀法は、かつての治安維持法をほうふつさせるものだと考えております。政府はこれまで何度も廃案になっている共謀法を、テロ等準備罪の呼び名のもとに新設する法案を国会に提出しようとしています。しかし、この立法は次の理由で犯罪対策に不要であるばかりか、市民生活に重大な制約をもたらします。

テロ準備等についての簡単に説明させていただきます。

一番目に、テロ対策は既に完結しているという項目です。テロ対策の国際的枠組みとして、爆弾テロ防止条約やテロ資金供与防止条約を始めとする五つの国際条約、及びその他八つの国際条約が採択されています。参考資料としてお手元に配付しておりますので、目を通してください。日本は2001年9月11日の同時多発テロ後に採択された条約への対応を含め、早期に国内立法を行って、これらを全て締結しております。

二番目として、共謀罪の「内心を罰する」という憲法違反の本質があらわれている三つの問題点。

1、政府はテロ対策だと宣伝している原案にテロの表記もテロリズムの定義もなかったことから、「テロ準備罪は偽り」の批判が出ると、3月2日にテロの言葉を入れる検討に入ったとしています。テロ対策は口実で、共謀罪の本質が明確になったのではないのでしょうか。

二番目に、組織犯罪集団の明確な定義はありません。政府は、市民団体など一般団体が性質を一変させることもあり得ると答弁しております。一般の市民団体が処罰のされる危険性のあることが明確になっています。

三番目に、政府が処罰対象を限定する根拠とした準備行為についても、犯罪の計画にかかわった者のいずれかが準備を行えば、準備を行っていない者も処罰の対象になることが明記されています。

以上、共謀法の矛盾の一面をテロ対策から説明しました。簡単に説明できる法律ではありませんが、最後に分かりやすく説明させていただきます。

共謀罪とはどういう法律か。簡単に言えば、法律に違反する行為を話し合い、合意することが罪になることです。もともとの政府案では、例えばの話ですが、仲間が酒場で「会社の上司が生意気だからぶん殴ってやるか」「俺が後ろから羽交い締めにするから、お前は前から殴れ」と酒の勢いで合意すれば、それが傷害の共謀罪で逮捕、処罰できます。合意が犯罪とされますから、「あれは酒の勢いの冗談だ。全くやる気がなかった」と言っても通用しません。冗談も言えない共謀罪と言われるゆえんでございます。

日本の刑法は実際に犯罪を犯さなければ処罰はされませんが、共謀法は法律に違反する行為を話し合い、合意されたというだけで、刑法犯も含めて619の犯罪について処罰が可能とする新しい犯罪の形です。この619の犯罪は2006年段階の法律案の数ですが、日本の刑法では、処罰の対象とされる犯罪行為をしない限り、人は処罰されることはありません。共謀法案は約600以上の犯罪について、共謀の段階から処罰できることを定め、この中には組織犯罪と関連があるか疑わしいものも多く、どのような行為が犯罪として取り締まりの対象にされているかは曖昧にしています。共謀の段階で処罰できることを定めた共謀法案の危険な本質は、犯罪とされる行為のレベルを大幅に引き下げ、国家が市民の心まで監視の目を光らせて管理社会をつくり上げ、人権を守るという国家の使命を放棄してしまうところにあります。国会の質疑を見ていると、大臣が答弁不能に陥っているように矛盾だらけです。この法律は既に、特定秘密保護法でも共謀罪がうたわれていると言われて

います。

町長にお尋ねします。この共謀法について、町長はどのような所見をお持ちでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私の立ち位置からお答えを申し上げたいと思います。

7番議員の説明を含めた質問、本当に私も理解ができるところでございます。せんだって、この通告をいただいて、私なりにちょっとだけ勉強をさせていただきました。やはり、この法律の制定においては、私が言うまでもございませぬけれども、2000年の国連総会の中での日本としての批准すべき事項ということで、政府のほうは今回、立法として、今週末にたしか閣議決定をするというような情報もいただいておりますが、住民に対して広くそういった報道もされておるところでございますが、やはり、これは本当に住民の生活、様々な自由、思想信条を害するというご意見もございませぬ。さらには、本来は組織犯罪というものを防止するという趣旨もあるようでございませぬけれども、やはり、今、岩井

議員が申されましたように、本当にそういった個人の様々な活動に支障といいますか、そういったおそれがあるということは、私も十分認知しておりますので、非常に今後のこの審議、閣議決定をされた後の国会の審議というのは、非常に注視をしていかなければならないと思っております。

ただ、私の立ち位置から申しますと、まだ立法の前でございますので、この立ち位置からとやかく言うつもりはありませんけれども、やはり、国民の命と財産をしっかりと守るような法律になるように、今後の中で国会審議をしっかりと注視していきたいというふうに考えております。私もこの1万7,800人をしっかりと守る義務もございまして、そういった観点から、田舎の首長でございますけれども、この審議については、本当に慎重に注視していきたいというふうに思っております。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。こういう法律の一番危険なところは、途中から変わっていくということです。治安維持法もそれほどの大した内容やなかったんですけど、どんどん変わっていくわけです。ですから、きちっとそういうところを見ていただきたいなというふうに思っております。

人は様々な悪い考えを心に抱いて、そして口にもすることがあります。しかし、大多数の人は、みずからの良心や倫理観からこれを実行に移すことはありません。刑事法は悪い意思を処罰するのではなく、法律違反の行為を罰する公益保護主義と言いますけれども、に基づいているからです。我が国の刑事法体系で実行に着手した犯罪であっても、みずからの意思で中止すれば、中止未遂ということで刑を減免してきました。犯罪実行着手前に放棄された犯罪の意図は原則犯罪とみなされません。共謀法は、一旦合意すれば、処罰を免れる方法は密告しかありません。大変残酷な法律でございます。

私は若いときに、ある大会に参加するために東京に行きました。高知まで普通列車で、高知駅から特急に乗りかえました。高知までは私の前に上司の窪川駅長が座って、世間話をして行ったものです。高知駅に着くと、友人が「優さん、あそこに刑事が2人、僕らを監視してくれよう」と言いました。何年かたって、そのときの駅長と話をする機会がありました。高知駅まで優さんを見送ったのは警察に頼まれてやったことだと言いました。なお、この監視は共謀法ではありません。私はこういう社会にたくはありません。是非考えていただきたいと思えます。

次の質問の森友学園に移ります。二番目は、森友学園の教育問題に関連して、町長の所

見を伺います。最近の報道であったように、南スーダンの陸上自衛隊派遣の撤収を決めたことは歓迎します。現地の自衛隊員には事前の連絡もなく、道路整備も途中で投げ出すことに戸惑いを感じていると報道されていました。これまでの姿勢と打って変わって、唐突な決定は、森友学園問題を国民の関心から遠ざける狙いがあると、マスコミから取り沙汰されていました。森友学園の問題が安倍内閣にとっての影響の大きさが伝わってくるようです。彼の人気の高さはこの決断の早さかもしれませんが、このように一悶着ありましたけれども、ともあれ、それ以前のとんまつ、特に、教育問題で感じたことで町長の答弁をお願いしますものです。

一番目として、憲法、教育基本法違反の教育が行われておる。動画で見ると、運動会で園児が「安倍首相、頑張れ。安保法制国会通過良かった」と選手宣誓をしていました。政治教育を禁じた教育基本法14条2項に抵触します。正に過激な政治教育そのものであります。また、戦前の教育勅語も園児の暗唱をさせています。教育勅語は明治23年に公布されて、昭和23年の国会で排除、失効の確認を決議し、決別宣言をしています。これを暗唱させるなどは違法な教育でございます。また、「日本を悪者にして扱う中国、韓国は心改めて」云々と、「差別的な内容を改めて」と唱和させているのは、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うと定めた教育基本法、第2条5項に抵触する重大な問題です。私立でも憲法と教育基本法を守るのは当たり前のことでございます。

トイレに決まった1時間しか行かせないとか、漏らしたうんちは持ち帰らすというのは全くの人権侵害でございます。実際の映像をユーチューブで見ると驚きですね。私は昭和21年生まれで、これまでの映画や先輩の話からの感想ですけれども、正に戦前のような感じがいたしました。このような教育基本法に違反している教育について、町長の所見を伺います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げる前に、この神聖な議場で、本来こういった時間を費やして論ずるべき以前の話だと私は考えております。しかしながら、岩井議員の本来に前向きな姿勢の中での可能な範囲内での答えはさせていただきたいと思っております。

さきの報道で、説明の中にも、子どもたちにこうした強要をしたような安倍総理のたたえたような状況が報道されました。非常に私自身、危機感を覚えたところです。やはり、教育というのは、それぞれの立場で自由に、自分の心地を持ってやるのが本来の教育の原点だと思いますので、それと比較対照したときには非常に危機感も覚えています。やは

り、だんだんに森友学園の報道がされております。基本的に、そういった、彼1人を指すつもりではございませんけれども、周りも同一責任でございますが、そういった環境に陥ったということは、非常に私自身も嘆かわしいというふうに思いまして、今後、そういったことを一つの事例として反省をさせていただいて、このまちの教育に対しては、もっと健全に、前向きに純粹に取り組んでいきたいというのが率直な思いでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。私は、問題は教育勅語を幼稚園に唱和させていることです。教育勅語で特に問題の箇所はここです。「一旦緩急あれば義勇公に奉じ以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」と。これは、もし、危急の事態が生じたら正義心をもって公に奉仕し、それによってとわに続く皇室の運命を助けるようにしなさいの意味でございます。この教育で日本の若者が天皇のために命を捧げる覚悟で戦争に馳せ参じていきました。もし、国有地の払い下げ問題の質問がなかったならば、こういう問題は発覚しなかったことでしょう。教育委員会はこのことに敏感であってほしいと願っています。

次に、この問題は、大阪の一学園で起きている問題ではなく、最近の政治的動きの中で捉えるのが重要だということで、項目をつくっております。平成18年の第一次安倍内閣のときに、愛国心や道徳教育のかけ声と共に教育基本法が改正されております。私は改悪だと思っています。続いて、公約にもなかった国会議員も知ることができない特定秘密保護法案が突如上程され、強行可決されています。そして、一昨年、憲法学者や歴代の法制局長官が違憲だという安保法制を平成26年7月に閣議決定し、翌年9月に強行可決しています。そして、今回の治安維持法をほうふつさせる共謀罪法案が今、国会に上程されようとしています。そして、今、話題沸騰の森友学園経営の塚本幼稚園児が教育勅語や愛国行進曲が強制的に暗記させられ、歌わされています。こういう出来事の流れをどう見るか。

「木を見て森を見ず」のことわざは、局部にとらわれると大局の流れを見失うの意味にも通じます。日本社会がいつか来た道に後戻りさせない感性が今、問われているのではないのでしょうか。町長の所感をお尋ねいたします。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員が申されましたように、特定秘密保護法とか安保関連法の制定の次に、今回の共謀罪の創設ということで、非常に見方によっては危険な状況だという

ふうに私にも理解できます。ただ、法律制定、ましてや法律、政令、省令については、やはりそれぞれの読み方があるというふうに考えております。先ほど議員が言われましたように、だんだんだんだん変わってくるというような捉え方もやっぱり、それはあると思います。今回のそれぞれこの法律制定においては、先ほど申し上げましたように、やはり、弁護士にあっても様々な読み方がございますので、非常にその辺の詳細な部分については、様々な法律政令、省令でしっかり位置付けをしていただいて、そういった悪く運用ができないような法律制定を望むところでございます。ですから、私には立法権がありませんので、それ以上のことは言えませんが、そういった観点から、私もしっかり注視をしながら勉強させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 弁護士、いろいろおりますけれども、日本弁護士連合会という組織がありまして、そういう組織はこういう問題については敏感で反対です。

以上でこの問題の質問を終わりたいと思います。

次に、福島第一原発の事故対策費21.5兆円について質問いたします。

原発は最も安全で地球にやさしく、発電コストも安いという売り込み宣伝の文句でした。安倍首相は東京オリンピック誘致のセレモニーで、福島原発の放射能は完全にコントロールされていると発信しております。実際は、福島海へ放射能汚染水が流れ続けています。そして、いまだに、10万人前後の住民が我が家に帰れず暮らしているのが現状でございます。福島原発の事故対策費用は、当初、賠償には5兆円、廃炉には1兆円の見積りでした。2013年12月に賠償、汚染について9兆円、廃炉や汚染水対策に2兆円など、合計11兆円と発表しておりました。昨年12月10日でしたか、見直しが行われまして、賠償7.9兆円、除染4兆円、汚染物質などの中間処理施設1.6兆円と、原則東電が負担する廃炉の費用も8兆円、これは最終的に消費者の負担になってきます。合計21.5兆円と試算しています。正に対策費用は天井知らずの状態です。

負担先として、これまでの方針は、賠償と汚染の費用は、国が交付、国債で立て替えて、将来東電が利益から支払う。賠償分は東電など電力会社が負担する。汚染分は東電株の売却益で賄う。廃炉費用は東電が負担することになっていました。今回のこの負担先の見直しでは、賠償分の一部を原発による電力を消費した過去分として、原発によらない新電力にも託送料、これは送電線の利用料のことですが、これに上乗せし、電気料金に転嫁

をする。帰還困難な地域に整備する復興拠点の除染費用を東電に請求せず、国費で負担。来年度は300億円、東電の廃炉費用負担のために、東電が託送料を受け取る送配電事業などでもうけを上げて、積み立てに回し、料金を値下げしなくても良いという特別措置をとっています。神話を振りまき、必要な対策をとらなかった東電だけではなく、利益を共有してきた金融機関、株主、原発メーカーの責任を曖昧にし、再稼働に反対する国民に負担を背負わせる究極のモラルハザード、倫理観の欠如だと言わなければなりません。

しかし、廃炉の最初の一步である汚染水も巨費を投じた凍土壁も効果を発揮せず、増え続け、核燃料がメルトスルーし、高線量で近づくこともできず、廃炉費用はどこまで拡大するか、この先、幾らかかるかも分からない、天井知らずの事態に陥っています。与野党の議員や有識者は、理不尽な国民負担の前に両者の責任を明確にし、電力会社の株主も含めて資金の拠出を求めるべきである、これは自民党の河野太郎衆議院議員です、などの批判が続出しています。福島原発事故の現状と廃炉、賠償費、復旧費用などの巨費を国民に負担を押し付けています。東電に融資した金融機関は、利子だけでも2,000億円を超す利益を得ているにもかかわらず負担は免れています。以上は専門委員会において、僅か2か月間で方向付けをしたものです。政府の方針について、町長はどういう所見をお持ちでしょうか。お答え願います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） また、まずお答えをする前に、この6年が経過した中で、当然、命を失われた方、多くあります。そういった方に改めてこの場でご冥福をお祈りしたいと思いますし、いまだに12万3,000人という、これは震災の被害も含めてでございますけれども、帰宅困難者も含めて12万3,000人というまだ復帰できない、地域で仮設で、または遠隔地で生活されております方に、心より1日も早い生活が戻るようにご祈念をしたいと思います。

そういった中で、今回、岩井議員の申されましたような、この原発に対する安全性の問題だとか、廃炉の費用の問題だとか、様々なご提言がございました。私もちょうど若いときに原発行政を勉強する機会がございました。そのときは確かに安全神話、これは私もいまだに覚えておりますが、二重三重防護で安全神話が確立されておりました。ただ、2011年の震災において、それは未完のもの、安全性が否定されたという事態になったところなんです。その結果として、そこを追われた皆さん方が本当に、当然廃炉にかかわる、または撤去にかかわる方の放射能汚染、こういったものは非常に深刻な問題でございますし、

そこの地域を追われた皆さん方がいまだに地域で生活をされておる。それだけ、その中で子どもたちがまだそこで差別を受けておるといような実態を見たときには、この原発行政を推進してきた日本として非常に反省すべきではないかと私は思っております。

ただ、今の電力需要を見たときに、数字を見たところ、やはり、一気にということはちょっとなかなか困難だと思いますので、私としたり、なるだけ早い時期に、早い段階で原発への依存度を抑えていくという方向で考えていただきたいと思ひますし、その反面、やはり、私たち電力を使う側としても、電力に対してのちょっとしっかりした節電といひますか、そういった観点からもやっぴいかなければならぬかなというふうにお思ひしております。

廃炉費用については、今回は東電、あるいは日本の国家予算の中で対応するか否かその辺がまだ具体的でないというご説明でございましたが、私もそう思ひます。ですから、結果的に、安い安全な電力の供給源というふうにお位置付けておったものが、結果として本当に多額の経費を投じざるを得なくなるような状況も生まれつつありますので、この件については、今後それぞれ、私の立ち位置としても国のほうに、また様々な機関において、できるだけ早く原発の依存度を提言できるような動きをまたつけていきたいと思ひしております。そのかわり、やはり、自然エネルギーの普及も努めていきたいというのが率直なところではあります。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 丁寧な回答ありがとうございました。

原発のコストというのは大変高いものだと言われております。今までは一番コストが安いと言われておりましたけれども、この意見を言っているのは、立命館大学教授の大島堅一さんですが、彼の試算でいきますと、これまでの原発費で投じられた税金、福島第一原発の賠償に充てられたお金など実際にかかった費用を積み上げて、原発に過去につくった発電量で割った場合に、1kwあたり13.1円。同様にしてやりましたら火力が9.9円、一般水力が4.4円ということで、一番原発が高いんだと。

ほんで、なぜ原発が高いかというところ、製作コストと事故コストが一番大きいと言われております。これは、結局ほとんど国民が払っています。原発が安いというのはなぜか。それは原発のコストを電力会社が全て負担しているわけではありませぬ。だからです。最終的に負担しているのは国民です。つまり、電力会社にとっては安くても国民にとっては大

変高いものにつくということになります。彼、大学教授は、資本主義社会のルールは事故コストも全て電力会社が払うべきですよとっております。これまでの原発の建設費や投じられてきた税金、福島第一原発の賠償金に充てられてきたお金など全て実際にかかった費用を積み上げていけば、大変莫大な金になるということで、先ほど述べたような金額でございます。

原発に関しては以上で終わりたいと思います。

次に、二番目に、1か所で用事を完結せよという意味ですが、窓口利用時にワンストップサービスを確立せよを設問で通告しております。新庁舎の建設時に強調されたことは庁舎の集約の効果でした。ワンストップサービスの向上をうたっています。本庁舎は線路を挟んで東西に庁舎が分かれております。住民が健康福祉課に行き、何がしの申請をする場合に、住民票や戸籍謄本が必要というケースの場合に、西庁舎の町民環境課に取りに行ってもらっていると聞きました。また、住民が窓口を間違ってくるケースも時々あるようです。平成25年9月議会の議事録では職員が動いて対応すると言っていますけれども、本人が直接申請しないともらえない証明書もありまして、住民が東西を往復することもあります。来客のほとんどが高齢者の方なので、大変気の毒だなと職員は言っています。

三つの質問をそれぞれ通告していますけれども、まとめて言いますので、お答え願いたいと思います。今後の対応策も必要ですので、庁舎を住民が往復するケースをどう把握されているでしょうか。二番目に、新庁舎発足時に懸念されていた問題であるが、職員で対応すると答弁されていますが、いろいろなケースの違いがあるが、職員が東西を往復して完結できる場合、職員によって対応の違いはないでしょうか。三番目に、1か所で用事を完結できる工夫はできないでしょうか。今回、各課の受け持ち分野の割り振りと課の名称の変更を行っていますが、同じ発想でできないでしょうか。

以上、住民が東西の庁舎を往復する問題の解消を求める質問ですが、お答え願います。

○議長（酒井祥成君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをさせていただきます。

議員おっしゃられますように、健康福祉課に何がしの申請に来られた住民の方が東西に行き来してもらわないかんというケースはございます。具体的な例を申し上げますと、1つには、健康福祉課の場合には、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金がございます。この場合、先に西庁舎、町民環境課に申請に来られた場合には、戸籍の交付が必要でありますので、健康福祉課の担当が窓口のほうへ行くことが多くございます。健康福祉課に来られ

た場合には、西庁舎に戸籍を取りに行ってもらわなければならないので、行っていただいておりますけれども、この場合におきましても、申請に来られた方のご負担が少なくなるように、先に窓口の担当に連絡をいたしまして、申請がスムーズに行えるように対応させていただいております。

また、後期高齢者医療が西庁舎の町民環境課、それから介護保険が東庁舎の健康福祉課になっておりますので、この場合も両庁舎を行き来してもらわなければならないケースがございます。例で申し上げますと、両方の被保険者証を紛失した場合に、高齢者が入院しまして、食事代、部屋代の減額申請と介護保険の認定を同時に行う場合などがございます。この場合におきましても、内線で連絡を取り合いまして、できるだけ1か所で対応させていただくようにはしておりますけれども、先に健康福祉課に来られまして、西庁舎に直接行ったほうが早いような場合には、住民の方の移動が困難でないかどうかを確認した上でご案内をさせていただいております。

また、そのほか、健康福祉課で申しますと、介護保険関係の相談類は保険料の問い合わせ、介護保険サービスの相談、介護認定申請等々ありますけれども、これらのお客様が先に西庁舎のほうへ来られた場合には、窓口から連絡を受けた時点で、原則職員が西庁舎に移動して対応させていただいております。この場合におきましても、来庁をされた方が車でお越しで移動に不自由のない場合などは、やはり、健康福祉課のほうに来られたほうが住民の方のご負担も少なく、早く用事も済みますので、移動はさせていただいております。

また、健康福祉課へほかの課の用事でおいでた場合とか、窓口を間違えておいでる場合がございますけれども、いずれの場合も職員同士で連絡を取り合いまして、来庁された方のご負担にならないように配慮をさせていただいておりますけれども、どうしても担当の課でないと対応できないということがございますので、東庁舎と西庁舎を移動していただくということはあるのが現状でございます。

また、職員によって対応の違いがあるのではないかという点につきましては、先ほどもお答えさせていただいたとおり、ケース、ケースで、来庁された方のご負担にならないように配慮させていただいております。特に、高齢の方や移動が困難と思われる方の場合で、職員が東西を往復して完結できる場合におきましては、東庁舎、西庁舎職員一同、心がけて対応させていただいておりますので、職員によって対応が違うというところは全くないとは言いきれませんが、いろんなケースによって違いがあるというところでござ

理解願いたいというふうに思います。

私のほうからは以上です。

○議長（酒井祥成君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私のほうからは、三番目の1か所で完結する取組ができないのかというご質問でありましたので、お答えをしていきたいと思えます。

庁舎を東西に分棟をしたということによりまして、来庁されるお客様にご迷惑をおかけしているということは、大変申し訳なく思っております。先ほど課長のほうからお答えしましたように、お客様の用務に応じまして、内線電話等で職員同士が連絡をとり、少しでも移動の負担を軽減できるよう、心がけて対応をしているという点については、ご理解をいただきたいというふうに思えます。

今回、今議会に機構改革の条例をご提案させていただいておりますが、当初、機構改革の中でも健康福祉課と町民環境課の業務の見直しも検討もしてきました。この点につきましては、15番議員からも一昨年ご指摘もあったところもありまして、検討もしてきたところでは、健康福祉課を健康福祉課の保健推進と児童福祉を町民環境課に移管をし、健康福祉課は障害福祉と地域包括センター、高齢者福祉、そういうふうになれば非常に町民の方にも分かりやすいのではということで、担当課また課長会等でもけんけんがくがくと協議もしてきたところでありますが、どうしても物理的な課題があります。

といいますのは、西庁舎にいわゆる相談スペース、相談室が少ない状況がありますし、それから保健師の場合には障害福祉、それから児童、こういったところにも両面的にかかわっていかねばなりませんので、現在の保健師の数では対応できないといった課題も危惧をされるところであります。

結果としまして、来年度につきましては、がん検診等特定健診につきましては、申請の窓口と問い合わせを健康福祉課に一元化をするということにしております。

また、抜本的な対策ということになりますと、一つの案にはなりますけれども、例えば、西庁舎の2階の農林水産課と建設課、東庁舎の健康福祉課を入れかえる、そういったことにすれば、事業系は東庁舎の1階、福祉サービス系は西庁舎の1、2階ということで対応ができるかと思えますが、これにつきましても、先ほど申し上げましたように、庁舎の設計をした段階から東庁舎で検診事業を行うということにしておりまして、そういった部分での相談室の課題があります。どうしても一定の修繕費用も発生をするということが懸念されますので、予算面の検討も含めて、もう少し時間をいただいて、今回の機構改革

の中で取組ができなかったところについては、引き続き、町民の皆様のご不便にならないような課の配置、また機構の見直しということも引き続きやっていきたいというふうに考えております。

冒頭お答えしましたように、分棟をしたということで、どうしても町民の皆様の様々な用務によって、西と東の移動をしていただくということが避けられない状況にあるということがあります。いずれにしましても、お客様の用務をしっかりと、現時点ではお聞きをして、誠意を持って町民の皆さんに対応をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） それぞれの担当課長、副町長からも答弁をいただきました。それぞれ住民に負担をかけないように、いろいろと心配りをしているというのが伝わってきましたので、今後ともより一層そういう点での努力をお願いしたいと思います。それから、抜本的な対策も今、検討しゆうということをお聞きまして、一応期待をしておきたいと思っております。

この問題については以上で終わりたいと思っております。

国や県の住宅リフォーム助成制度についてということで設問しております。社会資本整備総合交付金というのがありまして、地方公共団体にとっては大変自由度が高く、創意工夫を生かせるために、住宅リフォーム制度にもこの交付金を使えるとお聞きいたしました。ただ、これは私の理解では、本町の総合整備計画を立てて、私は国に申請すればと思っておりましたけれども、これは県に1回上げないかんということをお聞きしたんですけれども、こういう中で、この制度の概要と、それから住宅リフォーム助成制度を使う場合には、四万十町の計画の段階で、この住宅助成制度を使うということでの計画を盛り込んでおかないかんというふうにはちらっとお聞きしたんですけれども、その点はどうか。お聞きします。

○議長（酒井祥成君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 社会資本整備総合交付金のご質問でございますが、今、議員、御存じのように、さっきも言いましたが、この交付金事業につきましては、本当に地方公共団体にとっては自由度が高くて創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設され、現在に至っております。その総合計画の中で、その整備計画書につきましては、高知県のほうが各市町村にヒアリングを行いまして、県が国に提出というようなこ

とで計画書は上がっていくわけです。

その中にリフォームが盛り込まれているかというような問いじゃったと思いますが、高知県の社会資本整備総合計画の中には、住宅リフォームに特化した項目は現在盛り込んでいないわけです。現在、高知県のほうは、南海トラフの巨大地震対策に備えての住宅の耐震化や建築物の耐震化を最優先と考え、取り組んでおります。しかし、その住宅の耐震改修工事の中で、リフォーム補助を県のほうでは実施しております。ここにも県のリフォームのチラシもありますが、耐震改修工事といえば、当然、壁の中に金物類を取り付けたり、筋交いを入れたりというのが耐震改修工事の主なものになりますが、その際に断熱材を例えば、壁の中に入れるとなれば、こうち健康・省エネ住宅推進事業、これ、県のほうがやっておりますが、それで補助金ももらえると。また、耐震改修工事のときに壁の張りかえとか床材の張りかえ等については、また別に県のほうがリフォームに合わせまして、こうちの木住まいづくり助成事業というのがありまして、壁、床材の面積当たりの補助を出しております。これは、どうせ耐震改修工事を県としては進めたいという思いもあって、耐震改修工事と合わせたリフォームに対しては助成事業を構えております。

というようなことで、直接総合整備計画の中にはリフォームに特化した項目は上げていないわけですが、そういうようなことでリフォームにも取り組んでおるということでご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） お聞きしましたら、耐震化に県は重点を置いておるということで、そういう個々の住宅リフォームについては、そういう特化をしていないということをお聞きしました。ただ、ついぞと言うたら変ですけども、そういう様々なリフォームについての何も種類によつたらあるということをお聞きしました。

私が勉強に行ったときに聞いた範囲ですけども、省エネルギー化及び環境に配慮した工事とか、手すりの設置や段差の解消、バリアフリー化に関する工事、不燃性内装材を使用した、先ほど言いよった壁紙改修や屋根の軽量化などの防災に関する工事とか、防犯カメラ、防犯ガラスなど住宅の防犯機能を高める工事、住宅の改修工事、その他、住宅機能の維持及び向上のために使う補修、改良または設備改善のための工事などが例として挙げられました。それと重複するところもありましたので、「ああ、これでいけるかな」とは思っていますけれども、より一層精度を高めるためには、しっかりとした四万十町でそう

いう計画をきちっと立てて、計画書を上げるということが大事かと思えますけれども、話聞きよったら予算が限られちゃうので、それは微々たるものになってくるというふうなことも聞きましたけれども、なおそういうことにも利用できるということでは、是非何かの形で周知をしていただきたいというふうに思いますので、よろしゅうお願いします。

それから、二番目に移ります。高知県住宅等改造支援事業補助金制度について、これは2015年度に成立しておりますけれども、この制度の概要と申請の手続きを含めて、併せてお尋ねいたします。一番と二番とを分けておりましたけれども、時間の省略ということで、併せてお答え願いたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをさせていただきます。

高知県住宅等改造支援事業の概要ということでございますけれども、この補助制度につきましては、健康福祉課が所管をしております四万十町住宅等改造支援事業の関わりがございます。この事業につきましては、上限100万円を補助対象といたしまして、対象経費のうち、3分の1が自己負担、3分の2を町が補助をしております。この行った事業に対しまして、町が県に申請をして、結果的に全体経費の3分の1が県のほうから町に交付される制度ということになっております。

うちのほうの事業で申し上げますと、この事業の対象者でございますが、対象者というよりも世帯ということになりますけれども、一つには要支援、要介護認定者と身体障害者手帳をお持ちの方の障害が1級、2級等々と条件がございますけれども、その方がおられる世帯で生計中心者の前年度の所得税額が30万円未満ということでありますので、ほぼほぼ大方の方が対象になると思えますが、対象工事のほうは、住宅の玄関、台所、便所、浴室、廊下、階段、居室といった改修が対象となります。補助限度額につきましては、先ほど申し上げました上限100万円となっております。

また、申請の手続きはというところでありましたが、申請の窓口は健康福祉課の障害担当、介護保険担当、また地域包括支援センターとなりますので、ご相談いただければと思います。また、介護認定を受けられている方でありましたら、担当されておるケアマネージャーに相談されると申請の手続きもしていただけますので、相談していただければと思います。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。時間があまりなくなりましたので、次に行きます。

今年の予算で、国土交通省に新たな住宅セーフティーネット制度が確定しているとお聞きしました。これは従来、民間の賃貸の住宅の制度に導入されておったんですけれども、最近はまだ、今年に新たに制度が変わったということで、中古住宅を購入したときに、この耐震改修などのリフォーム工事を行った方についての、言うたら助成があるということ、これは国の直結の助成だと聞いておりますけれども、この制度について、簡単に説明をお願いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 住宅セーフティーネット制度の新たな取組ということでご質問ですが、住宅セーフティーネット制度については、新年度から新たな取組としまして、今、議員も言いよられたように、民間住宅の賃貸住宅ですね。その家主、オーナーがやる空室とか空き部屋の再利用ということで、住宅確保要配慮者、いわゆる低額所得者や被災者、高齢者、障がい者、子育て世代などで住宅の確保に特に配慮が必要な方の住宅の入居を条件とした制度がありまして、それに対するリフォームに要する費用の一部を国が直接家主に補助する制度となっております。これはまた新規にできております。

それともう一つ、後で言われました、40歳未満の方がというのが、事業名で言いますと、住宅ストック循環支援事業というのが今度新たに制度化されました。これは、概要としましては40歳未満の若者が中古の住宅を購入して、改修工事を実施した場合、要する費用の一部を国が直接補助するものです。しかし、この住宅ストック循環支援事業につきましては、申請者が不動産業者とかに限られておりますので、その中古住宅を買い求められる方は不動産業者等を通じての申請というような制度となっております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。時間がありませんので、問い返しはできません。

最後に、高速道路開通に備えてということで設問をしております。これはご承知のように、もう時間がありませんけれども、平成31年に拳ノ川に開通します。それから、平成35年ごろに、平串と金上野が開通する予定でございますが、これができますと、通過される車がたくさん増えるんじゃないかと当然想定されますけれども、これの対策が必要では

ないかと思っております。特に、この区間は全部高速料金が要らないので、ドライバーがいろいろと思いを持っておれば気軽に降りられるということが前提にありますけれども、そういう想定のもとでの対策が要るんじゃないんでしょうかということでの質問ですが、簡単にお答えください。

○議長（酒井祥成君） 商工観光課長下藤広美君。1分以内で答弁をお願いします。

○商工観光課長（下藤広美君） 1番議員の観光振興、また今回の7番議員の観光振興の中ですが、せっかく私も考えてペーパー四、五枚こしらえていますが、時間がありません。高速道路の延伸ということで、通過されるということは、私も懸念をしているというふうに思っております。それに対する対応ということでございますが、まずは観光での誘客や移住定住等による交流人口の促進を図る政策とか、事業を推進する、そういったことと、また、まちの観光資源のさらなる磨き上げをして、情報発信を強化していくということで一定の歯止めをかけるということは可能であると思っております。

それから、近い将来、発生が予想される南海トラフ地震への備えとしまして、高速道路の効果を生かした西部地域との双方向の連携とか交流ということで支援体制の確立がされれば効果が出てくるというふうには思っています。こういった戦略かということでは、昨年9月議会では決算認定の自由討議の中で、岩井議員始め多くの皆様から、旧都築邸とか半平カフェとか周辺の観光資源の活用、また、四万十手仕事市の活用、町民が楽しく集える公共的空間の整備、農林業等の一次産業を生かした体験メニューによる誘客、四万十川の保全と観光資源としての活用など、幡多方面への高速道路の延伸に伴う本町の観光振興について貴重な意見をいただいております。そういった意見も参考にいたしまして、まずはまちの魅力化に努めまして、両インターから降りていただけるような観光施策をしていくというふうに考えております。そういったことで、時間ありませんが、もう少し言いたいがですが、このぐらいにしたいと思えます。

以上です。

○7番（岩井優之介君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（酒井祥成君） これで7番岩井優之介君の一般質問を終わります。

ただいまから休憩します。1時15分まで休憩をしたいと思います。

午後0時01分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番下元真之君の一般質問を許可します。

6番下元真之君。

○6番（下元真之君） それでは、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

今回、私は、財政ということと地域振興と、大きく分けてこの二点の質問を通告させていただいております。細かくは、内容としては、一つ目に財政調整基金の適正規模を問うということで、これは、いわゆる町のためのお金、町の貯金について質問をしてみたいと思います。二つ目といたしましては、臨時財政対策債は我慢すべき借金ではないかということで、これは行政の借金についての議論を進めさせていただきたいと思います。

地域振興の部門では、ふるさと納税の今後の対応はということで、出させていただいておりますけれども、これも思いもかけないような形で、町にとっては大きな税収入が増えていっているとそういった視点で、これも財政に関連するような視点での質問をメインとして進めさせていただきたいというふうに思います。

この財政の質問に入るわけですが、この財政というのを勉強しておりますと、本当に難しいといえますか、複雑でちっとも理解が進んでいかないわけですが、その分からないながらも、そういった素人の視点ではありますけれども、そういった視点で、町財政の現状の一端について、論点を幾つか出しながら議論を進めさせていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、一点目の質問でございますが、財政調整基金の適正規模を問うということで、大きな質問を出させていただいております。一つ目の小さな質問としては、財政調整基金はやりくりのお金との認識だが、どれくらいの規模が適正かということで通告をさせていただきます。この財政の勉強をしておりますと、財政調整基金の適正規模は何%ぐらいですよといったことがよく出てまいります。そういった意味から、四万十町の財政調整基金の適正規模、これはどれぐらいというふうに考えていらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

財政調整基金は、議員おっしゃられましたとおり、地方公共団体における年度間の財政の不均衡を調整するための積立金でございます。特に決められたといえますか、確立され

た適正規模というものはないわけですが、一般的には、標準財政規模の10%から20%程度が適当であるというふうに言われておるところでございます。

本町の財政調整基金の残高ですが、平成27年度決算で、30億8,400万円でありまして、標準財政規模の約34%あります。それから、平成28年度の見込みにつきましては、財政調整基金残高が33億4,700万円ということで、標準財政規模の38.1%になる見込みとなっております。このように、一般的に言われておる適正規模よりは若干多い形になっておりますけれども、本町は合併後10年が過ぎ、今後交付税が一本算定化される中で、財源の不均衡が生じる可能性もあることから、一定の規模の財政調整基金を確保しているところございまして、現在30%余り、こういった規模が適正であろうかというふうに考えております。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 答弁をいただきました。

一点確認をしておきたいのは、やりくりのお金ということで良いのかということ、何となく答弁していただいたように思いますが、もう一遍そこら辺を聞かせていただきたいんです。例えば、家庭での貯金に考えてみますと、目的のある貯金なんていいますと、例えば、子どもが生まれたときの学資保険的な貯金というか、目的のところに行くまで使わんとにためておくような貯金があるわけですが、この財政調整基金というのは、そういう意味では普通預金的な、日頃のやりくりをするための目的というものなのか。そういった理解をしていいのか。一本算定に向けてのというふうな言葉も聞かれましたが、この財政調整基金のもともある目的としているものは、私が理解をしたいといいますが、そのやりくりのお金という認識で良いのかどうか、ちょっと聞かせていただきたいと思っております。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

普通預金的な形で年間の財源の不均衡を調整するため、特に目的を持たない基金でございます。地方公共団体の財政は経済の不況などによりまして、大幅な税収の減収が見込まれたり、それから、災害発生などによりまして、思わぬ支出の増加を余儀なくされるといった場合が考えられますので、これに備えて長期的な視野に立った、計画的な財政運営を行うために積み立てをしておくといった趣旨の積立金でございます。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 分かりました。そういった意味から、思わぬようなことも含めて、そういった意味からいって、このやりくりをしていくためにはこれぐらいの規模、普通、そういう勉強会なんかで聞かされますと、10%から多くても20%ぐらいまでではないかということをよく聞きますけれども、今の四万十町の状況は30%を超えて、平成28年度は38%ぐらいまでなると、そういった規模が今の四万十町では適正なんだとそういった理解でよろしいでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） はい。やはり、先ほども申しましたとおり、交付税の減額がだんだん進んでまいりますので、一定の、30%台の基金残高が適正ではないかというふうには考えております。県下の各市町村についても、財政調整基金の規模というのは膨らんでおるところが多くありまして、県下の市町村でも、今の四万十町の残高でも、標準財政規模に対するこの残高の率というのは県下で11番目ということで、極端に高いということではないということになっております。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 先にもう一点の質問のほうも聞かせていただきたいと思います。財政調整基金残高が合併以降、増え続けているのは意図的かということで質問をさせていただいております。今の答弁を聞きますと意図的だということなのかなというふうに思いますけれども、そこをもう一遍聞かせておいていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 確かに本町の財政基金残高は、合併当初の平成18年度には13億8,400万円であったものが27年度決算では、先ほど申しました30億8,400万円ということで、17億円ぐらいの増額というふうになっております。

意図的かどうかということについては、財政調整基金につきましては、利子分以外は予算積み立てというのを行ってはおりません。決算剰余金の処分において、地方財政法の規定で、その剰余金の2分の1以上を財政基金に積み立てなければならないというような規定がありますので、そういった形で毎年積み立てを行っておるものでして、意図的とは言えないかもわかりませんが、先ほど申しましたように、将来の財源不足に対処するために少しでも多い額の規模の財政調整基金を確保したいというふうに考えて財政運営をしているのは事実でございます。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 答弁をいただきました。

議員としても、ほかの議員の方々もそうだと思いますけれども、貯金が増えているとか、そして、借金も繰上げをして返済をしているというふうに報告が毎年ありますと、よくやっているなというふうな形で責めにくいんだと思います。そういう意味で言いましたら、四万十町は上手な財政運営をしているんだなというふうに私も思っているわけですが、そうであるけれども、あえてこのところを質問させていただきますと、こうやって財政調整基金というやりくりのお金を増やしていくのであれば、財政調整基金というやりくりのところの増やすのではなくて、お金をためるのであれば、目的をしっかりと持った目的のあるお金として増やしていくということはできないのかなというふうなことを思うわけです。この財政調整基金というやりくりのところで、どうして増やしていこうとするのか。ほかにも目的を持った基金というようなところでしっかりと、こういった目的でお金を増やしていこうとしているんだというふうに、しっかりとした目的がある貯金として増やしていくという説明をしたほうがもっとわかりやすいのではないかなというふうに思いますが、なぜこの財政調整基金というやりくりのところで増やしていくというところにこだわっているのか、そこをもう一度説明をいただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 財政調整基金よりも特定目的基金に積み立てるべきではないかといった趣旨のご質問であったと思いますけれども、例えば減債基金、これも起債の償還に充てるための基金なんですけれども、これも財政調整的な基金の一つには数えられるんですけれども、これも合併当初から現在までには一定増やしてきましたし、それから、町の公共施設等の整備に必要な財源を確保するための特定目的基金であります施設整備基金、これにつきましても、合併当初は5億7,000万円であったものが平成27年度末には15億3,200万円というふうになっておりまして、そのほかの特定目的基金も含めまして、将来の財政状況を見据えて、特定基金についても一定の積み増しも行っているところでございます。

財政調整基金につきましては、先ほども申しましたとおり、地方財政法の規定もありまして、決算剰余金の2分の1以上をそれに積み立てていかなければならない、いわゆる決算積み立てですね、そういうことになっておりますので、どうしてもその額が増えていくということにはなりますけれども、特定目的基金についても一定計画を持って積み増しをしておるということでございます。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 目的を持った基金のほうもきちんと増やしているんだとそういった答弁でございました。

先ほども言いましたように、議員としては、お金、貯金がきちんと増えている、これは将来を見越しての貯金なんだと、無駄遣いを決してしているわけではないし、借金のほうも繰上げをして、早目早目に返済もできていると、そういったふうに聞きますと、なかなか責めようもないわけですけれども、野方図にといいますか、際限なくこのお金を増やしていくということなののでしょうか。際限なくずっと、今30%を超えて38%になっているわけですけれども、どこまで増やしていくのかと。そういった視点はどうでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） もう確実に何%までといったところまで決めておるところではないわけですけれども、財政調整基金につきましては、過去においても平成20年度でありますとか、21年度ですか、そういった年には財政の歳入がちょっと落ち込んだ時期もありまして、取り崩しをした年度もあります。そういったことで、将来的にどういうことが起こるかわかりませんので、そういった意味では一定の積み立てをしておきたいということでございますけれども、どんどんどんどん増やしていけばそれでいいというふうには考えておりませんけれども、やはり、不測の事態に備えて、一定の額は基金として持っておきたいというのが正直なところでございます。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 一定の額は持っておきたいということは、まだこの財政調整基金の部分は増えていくのかなということのようですけれども、ここで視点を変えて、町民の立場だったら、こういうことをどんなふうに思うのかなという視点でも聞いてみたいと思いますが、町民の立場としても、無駄を決してしているわけではないというふうに思いますので、よくやっているなというふうにも思う部分もあるんだと思います。しかし、また別の一面では、財政調整基金という余ったお金が毎年1億円も2億円も、昨年なんかは貯金ができた分が3億5,000万円ですか、ですし、しかも、返済分もそれと同じぐらい返済ができていっているということは、町民に対してしてもらえるサービスができていないんじゃないかと。町民のニーズに合った政策がとられていないんじゃないかといった視点で考えることもできないわけではないと思うんです。これが毎年毎年なわけですので、そういった町民のニーズとして、もっとしっかりとしていただければいいものが出てい

ないんじゃないかという視点で考えることもできると思うんですが、そういった視点からは、どんなことを考えるか教えていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 剰余金を出して財政調整基金を積みよりも町民の福祉の充実に回すべきではないかといったような質問だったかと思いますが、剰余金につきましては、結果的に、決算上、歳入が見込みより多く入ったり、歳出で不用額があったことなどが積み重なったものでありまして、一定の剰余金が出るのは仕方がないといえますか、必要であるというふうに考えております。通常の決算では、標準財政規模の5%程度の実質収支、剰余金です、が出るのが一般的というふうに言われておるところでございます。本町平成26年度の実質収支比率が6.8%でございまして、県下の町村の平均が5.3%ということになっておりまして、その実質収支の比率がまずまず良好な比率というふうになっておると思います。各種施策、新規でありますとか、拡充の施策も各種行っておる中で、健全財政を保ちつつ、町民の福祉の充実に努めているという一定のバランスはとれているんじゃないかというふうに考えております。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 町民の福祉に対するものも一定バランスをとりながら、これぐらいの剰余金が出るのはある意味仕方がないといえますか、そういった視点だったのかなというふうに思いますが、先ほど、こうして毎年毎年このやりくりのお金が増えていっているのは、ある意味、意図的ではないけれども、欲しい部分もあって増やしている部分もあるとそういった視点があったと思いますが、結論的に、私がこの議論を思いますが、議会も住民もお金が増えるということ、それから借金を繰上げをしてまできちんと返済もできているといったことに対しては本当文句は言えない。もうしっかりよくやっているんだろうなとそういったふうな評価だと思うわけですが、やはり、けど、結果としてこうやって、ずっと大きなお金が増えているときに、やはり、この増減をそうやってしっかりと正当化をするのであれば、住民は今、何を望んでいるのかということの実態をもっともっとこうつかんだ上で、無駄にお金が余っていないぞというところをもっと聞きたいなといえますか。

例えば、住民のニーズとして、若者に対するニーズ、例えば、子どもさんが生まれる数なんかもずっと100人を超えてあったものが、もう最近では70人台まで落ちていると。これは、合併した当初から比べてももう明らかに数も減ってきているわけで、例えば、そう

いったところに本当に底上げするような施策が本当に打たれてきたのかとか、そういった意味からも、住民は今、本当に何を望んでいるのかという実態をしっかりと捉えているのかというそういうふうな視点で問われたときに、これほどお金を余らせておいて何を言いますやろうかといったようなそういった視点で考えるというか、議論をしたことがあるのかといいますか、いかがでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうから申し上げたいと思います。

先ほど来ご質問のとおり、やはり、こういった基金の造成というのは必要以上にありやせないかなというふうなご質問だったと思いますが、これは私の立場から申し上げますと、やはり今、一番課題になっておるのは人口減少問題です。この庁舎が、例えば、平成26年の5月から基本的に耐用年数に至っております、恐らく四十数年の耐用年数があると思います。その間に、43年すると2060年問題がございまして、ここでは、今のところ5,800人という推計をされています。ですから、一つ、この庁舎のことをとって、やはり維持管理、そういったものがだんだんに増えてまいりますというか、一定必要でございますし、生活環境施設もそうです。ですから、自分としたら、財政当局から剰余金が出た、これは確実に、やはり基金へ造成して積み増ししていこうというようなことで、今、指示をしておるところです。

今、質問があったように、若者の定住、子育て支援、これについては、この4月から一定事業を始めたところでございますので、是非その辺は拡充していきたいという気持ちはございますけれども、ただ単に事業だけを施策として打ち出しても、それは一定の効果しか上がらないと思いますので、やはり、今言われましたように、若者との場、そして、そういったところで本当に生活する上で必要な部分、さらに、始めたときに裾野が広がらないような、やはり一過性の中で効果が出るような予算措置をしながら、やはり定住の人口増加に努めていくという考え方のもとで進めたいと思います。

ですから、これは個人的な話ですけども、ちょっと近々若い人たちに集まっていただいて、いろいろなこともお聞きしたいと思っておりますので、そういった形で今後、そういった意見が公的に聞ける場を創設していきたい。そこでお互いに若者の意見を反映した事業計画づくりを進めていきたいということで考えておりますので、その辺のご理解をいただければと思います。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 町長にもご答弁をいただきました。

そういったような、住民、若者、そういったところが今、本当に何を望んでいるのかなというそういった実態についても把握するように努めていきたいとそういった趣旨だったと思います。この財政調整基金に対することに対しましては、合併後、前田町政があり、その後、高瀬町長の町政があり、そして今、中尾町政であるわけですが、ずっと同じような形で来ているので、これは町長の考え方というよりは町行政、財政当局の、行政側の考え方として将来を見据えたときにこういう方向で行きたいということを町長も理解をしながら進めているということなのかなというふうに思います。

一点目の質問は以上で終わりにさせていただきたいと思います。

続きまして、二点目の臨時財政対策債は我慢すべき借金ではないかということで通告をさせていただいております。一点目の質問と関係をするわけでございます。そうやって余るお金が毎年毎年何億円もあるのに、毎年毎年これまた臨時財政対策債という借金をしているわけです。これは、僕もこの臨時財政対策債、ちょっと分からなくて、ずっと前から質問をしているわけですが、質問をすると必ず返ってくるのがこういう答弁であります。

「臨時財政対策債とは」ということで、「本来、地方交付税で措置されるべき額について、国の財政事情が厳しいことから、臨時的に地方債として配分されるもの。後年度に元利償還金の全額が地方交付税として措置される、交付されるものである」ということで、本来ならば四万十町に交付されるものが、国の財政事情で全額よう出せないんですよ。その足りない部分に対しましては、四万十町、かわりに先に借金をしてくださいと。借金をした分については、後から交付税でお返ししましょうと。

この文章を読むと、こういうふうに私は理解をしておったわけですが、この質問に入りますが、どうも臨時財政対策債は借金をしなくても交付税で措置されるのではないかと。借金をした分に対して、借金をした分を交付税として後から返してくれるというふうに私はずっと理解をしていたんです。四万十町に、例えば5億円のお金が本当はちゃんといかなければいけないのに、その5億円分不足する分を全額借りずに足りない分だけ、3億円だけ借りたら、その3億円が後から返ってくるというふうに私は理解をしておったんです。どうもそこら辺が違うのかなというふうに思いますので、そこの説明をまず、していただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

臨時財政対策債については、議員、おっしゃられましたとおり、地方財政の不足に対処するために発行されるものでございまして、交付税の算定時にその発行可能額が通知されるということになっております。議員言われましたように、その借入れを行わない場合でもその発行可能額の元利償還金の全額、これは理論的に償還額を決めまして、理論償還額が交付されるということになりますけれども、そういうような形で後年度、普通交付税としてその額が借入れをしなくても交付されるということでございます。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 関連しますので、次の質問も一緒にさせていただきたいと思いますが、この臨時財政対策債を借りている分の利子でありますけれども、増え続けているわけですが、この増え続ける利子額をどう考えているのかと。利子分まで交付税措置をされるのかというふうに質問を通告させていただいております。ここをまず、関連しますので聞いておきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

臨時財政対策債の四万十町の償還額でございますけれども、元利合わせて3億3,500万円に平成27年度ではなっております。そのうち、利子の償還額は4,600万円というふうになっておりまして、確かに利子のほうも多額になっておるわけでございますけれども、この臨時財政対策債につきましては、その償還額の元利償還額、利子も含めて償還額全てが全額交付税に措置されるということになっておるところでございます。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） この話を聞いて僕はびっくりしたんです。普通に一般の感覚でいいますと、これ、もう僕は完全に勘違いをして、この一般質問の通告をしているわけです。借りなければ利子分は得をしますか、利子は払うによぼんでしょうというふうに思いよったわけです。毎年毎年5,000万円近いお金が利子として払っていかなければならないと。町の貯金は毎年貯金として残しているのに、このお金を後で返してくれるからと言いながらお金を借りて、利子は銀行へ払って、これは何ともばからしいといいますが、何かおかしいというふうに私は思っておったんですが、その利子分までもが交付税で返ってくると。これ、もう、本当に私たち一般の者からすると考えられないような構造だなというふうに思うわけです。例えば、事業するにもお金を借りて利子分までもどこかか

ら援助があるなんていうようなことはもう考えられないなと思って。あつぼろけというふうになったわけでございますけれども、けんど、だからといって、安易に借りるべきではないというのが私のずっとの主張なんです。借りない年を1年でも作っていくならばというふうに。借りなければ後から入ってくるものがしっかり後に残っていくと。

だから、今の状態はこうやって貯金もできている、前の借金も返せておりながら、借金をこうやって繰り返すということは、後から入ってくるものの先食いをしているということにはなりませんかということをおもうわけです。幾らこの借金の分までも後から返してくれるんですよといいますが、その分を1年でもしなければ満額借りるものを満額にしなければということもそうですけれども、そうやって、なるべくこの借金を抑えていくなれば、後々から入ってくるものを先食いすることになるがじゃないですかと。そういった視点はいかがでしょうか。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） おっしゃられることはそのとおりであらうと思います。ただ、臨時財政対策債を借入れしない年度があるとすると、その年度のみ単年度の財源が窮屈になると、減少するというようになってきます。臨時財政対策債は、20年償還の起債になっておりまして、20年、その財政的な余裕といいますが、1年借りなかった余裕の金額というのは、後年度に20年に分けて交付税が入ってくるということになります。その分、確かに財政が豊かになるという点はあろうかと思いますが、ただ、さきに言いましたように、その借入れしない年度については、やっぱり財源が極端に少なくなって、通常の年度と同じような財政運営ができないというふうになるのではないかとこのように思います。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 分かりました。この借りるときの考え方を教えていただきたいと、借入れる額の限度額、可能額ですか。発行可能額でしょうか。それに対して、なるべく満額に近いものを借りてきているのか、なるべく必要最小限に抑える中で借りようとしてきているのか。ここの四万十町の考え方はどうなのか、教えていただきたいと、思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 本町におきましては、借入れ可能額全てについて借入れる方向で今までは来ております。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 分かりました。全て満額を借りる方向で来ているということでした。

私はここの質問、臨時財政対策債にずっと、何かどっかしら、何かこれはおかしいなど思いながらこだわっているところがありまして、今回初めて取り上げているわけですが、こんなことがあったんです。私、小さな事業をしておりますも、毎月のお金が足らないと、銀行の定期があると借り越しというのができるんですよね。借り越しをしたときの利子というのはびっくりするほど高いわけです。

私は、小さい事業だとあれですけども、高岡郡内で、自分の商売とも関係する卸の会社の理事を何年かしたことがあります、この中でも似たようなことがあったんです。昔、大きな商売をその卸の会社がしていたので、資産が何億円もあるわけですけども、今の商売の状況は小さいもので、何億円もあるものは定期預金としてあったんです。けれど、今の商売が小さくなったものですから、それこそ、その卸会社がメーカーから買い付けるものが、毎年毎年、借り越し、借り越しで借りることが多くなっているという状況が何年も続いていたんです。その利子額が何と何と毎年100万円を超える額を毎年毎年その卸の会社が利子額で払っていたんです。

その当時の理事長が何とかせないかんということで、銀行には怒られるかもしれんけど、その大きな定期預金を一つ、もう崩させてもらおうと。崩してそれを、さっきの財政調整基金ではありませんが、やりくりをするお金に回してやり出したんです。そしたら、毎年100万円を超える利子を払っていたものがゼロになったわけですね。この体験が僕はありましたんで、この体験を間近に見ておりましたんで、この利子を払うというのが、もう何とももったいのうてもったいのうてたまらんという思いがあって、これにこだわって、いつも質問をしてきたいというところはあるんだということです。

総務課長の答弁もよく理解できますので、次の質問に入っていきたいと思いますが、臨時財政対策債は、一般財源で使い勝手が良いが、経常的な費用にももう必要な状態となっているのかと。この財政調整基金への増額の現状を考えると、経常的に入ってくるお金と出ていくお金とのバランスというのは、それほどぎゅうぎゅうな大変な状態とはなっていないんじゃないかなというふうには思うわけですけども、四万十町の現状、そこら辺を教えていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

臨時財政対策債ですけれども、何回も答弁もいたしましたけれども、これは本来、地方交付税で措置されるべき額について、国の財政事情が厳しいことから財政不足について地方債として配分されるものであります。一方、交付税は全ての地方公共団体が一定の水準を維持することができるように財源を保障する見地から配分されている税でありまして、このため、理論的にいいますと、臨時財政対策債を借入れないと一定の水準の財政運営ができないということになるかと思えます。

ただ、議員ご指摘のように、本町、毎年度決算においては、かなりの剰余金も計上されておりまして、結果から見ると、臨時財政対策債を借り控えることも可能であるというふうにはなっております。しかし、この剰余金につきましても、やっぱり、先ほども答弁申し上げましたけれども、決算上、歳入が見込みより多く入ったり、歳出で、例えば、工事請負費の入札減があるなどして不用額があったことなどが積み重なってなるものでありまして、通常の決算では一定の剰余金は、先ほども申し上げましたけれども、出るのが一般的でありまして、予算編成上は臨時財政対策債の計上なくしては収支均衡した予算というのは組めないというような状況であるのは事実でございます。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） こういった答弁をいただきますと、もう何を言っているのやら、頭の中で整理できなくなってくるわけですが、予算編成上はしっかりとこの部分を計算に入れてやらないと一定水準の予算編成ができていかないんですよ。毎年毎年の余っているお金であるとか、返済に使っているお金を考えると、借り控えということが可能と言えないことはないかもしれないけれども、理論上はといいますか、借りた形で編成をしていかないとだめなんですよということだったと思いますが、借り控えもという発言がありましたので、一応確認をしておきたいと思いますが、借りないではいけないという状態ではないということですか。もう入ってくるお金と出ていくお金がぎゅうぎゅうな状態ですから借りないといられないんだという状態ではないということですか。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 結果から見ますと、先ほども言いました剰余金が出ておるわけでありまして、ぎゅうぎゅうで借りないともう赤字決算になるとか、そういった状況ではないということですが、剰余金というのは結果的に出るものでありまして、最初の予算編成時からそれを見込むことはなかなか難しいというこ

とでございます。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからもちっと補足的な説明させていただきたいと思
います。

この平成29年度の予算編成に当たりましての例で申し上げますと、今年、3億2,800万
円の臨時財政対策債を借入れなくては基金に手をつける状況でございました。結果的には
3億円、4億円、5億円の剰余金が出るかもしれませんが、そういった弾力的な運
用の中で、先ほど言いましたように、利息の支払もありませんし、前後の臨時財政対策債
を買って、さらに剰余金を基金で積み立てていくというこの流れは非常に町の財政運営を
する上では極めて効果的だと考えておりますので、現実問題として、今年はなければ組め
ないという状況でした。

昨年から比較しますと2億円ぐらいの交付税が減っています。ですから、やはり、今
後、段階的に数億円くらいまでは減っていきますので、本当にそういったことを考えたと
ときには、非常にこの段階的な一本算定までの時期をしっかりと注視をしながら、今後、今言
われたような提案もいただきながら、それぞれ基金の積み増し、さらには取り崩しをして
いきたいというふうに考えております。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 答弁をいただきました。

予算編成のときからこの臨時財政対策債を見込まないで対応していくのは、やはり難し
いといったことなんだろうと思いますが、次の四番目の質問で取り上げておりますが、臨
時財政対策債を借りない自治体があると思いますが、考え方の違いを問うというふうに出
させていただいております。そういう意味では、困っていないから借りていない自治体
があるんじゃないかという指摘もあるんだとは思いますが、私のこういう考え方の質
問の趣旨でいいますと、次の世代、次世代に対するリスクを少しでも減らせないのかなど
いった私は視点なんです、このそういった視点で私は考えているわけですが、臨時
財政対策債を借りない自治体があるが考え方の違いを問うということを出させていた
いておりますので、それに対する答弁をまずいただきたいと思ます。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 臨時財政対策債を借りていないとこ
ろ、県内では北川村が借りていないようですけれども、そのほかの市町村については、全

て臨時財政対策債を借りておるということになっております。全国的にもごく僅かだとは思いますが、臨時財政対策債を借りていない自治体もあるわけです。これは、先ほどから議論がされておりますように、後年度、実際の元利償還金の支払がない中で交付税措置はされますので、財政運営にゆとりが出るという考え方で借りていないということだと思いますけれども、確かにそれに越したことはないかも知れませんが、本町、先ほどからも申しておりますように、予算編成上は臨時財政対策債の計上がないとなかなか予算は組めないといったような状況ですので、そういった意味で、臨時財政対策債を毎年組んでおるということでございます。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 私が調べた資料では、臨時財政対策債を借りない自治体の中で香美市が、これは全く借りないんじゃないんです。例えば、ここに平成23年度から24年、25年、26年度までの総務省に出している決算カードがあるわけですが、23年は2億円ぐらい臨時財政対策債を借りているわけですが、24年、25年と全く借りずに、そして26年度には今度は5億8,000万円というふうに借りているわけですが、この例えば、先ほどの経常的に入ってくるものと経常的に出ていくもののバランスが、この臨時財政対策債を借りないときの比率がほぼ四万十町と同じ、90%の前半のぐらいのところなんです。92%とかそういったところなんです。もうこの考え方は、私たちの財政の勉強会へ行ったらときも出てきておりましたけれども、なるべくならばゼロの方向で臨時財政対策債を考えようという財政当局の考え方のような感じだといったことが出ておりました。

正に総務課長が言われたように、後年度にそういうふうな対応をしていくとゆとりが出るんだといったことだと思いますけれども、町長、どうなんでしょうかね。財政当局の考え方はずっとこの考え方で合併したときから来ているんだと思うんですよ。しかし、こういった視点での議論をしてみるとということも必要といいますか、ちょっと違った視点でおもしろいのかもしませんが、いかがでございましょうか。ちょっと所感を聞かせていただきたいと思いますが。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 今日の質問を契機として、そういった方面からのまた財政当局との考え方も協議してまいりたいと思います。ただ、私が思うに、やはり、この一本算定の期間中においては、やはり、ちょっと余裕のある財政運営をしないと、突発的な事態にもなってもいけませんので、それに加えてふるさと納税を補完するような考え方も持ってお

りますので、その辺は総合的にちょっと判断をさせていただきたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 答弁いただきました。私が感じていたのは、この臨時財政対策債も、そうやって交付税で後年措置されるからということで安易に借りているんじゃないかなといったことを心配して考えていたと。先ほども例を申しましたけど、利子分があまりにももったいないんじゃないですかといったことを感じていたと。銀行にある分の借りている分の利子というのは、何ぼ措置されてもそれはもう銀行に払わないかんわけですので、その部分をちょっとでも整備していくならば、その分までもが後年に使える金として残っていくんじゃないかとそういった考え方で、未来の、ここから後、何十年も、これは20年かけて臨時財政対策債は返してくれるということですけども、そういう意味でも、この合併後10年ですけども、ここから20年、30年後まで掛かって、これ、償還されていく、返してくれていくわけですから、そういった未来の方々が有効に使える部分を残していくという考え方で議論でしたので、ちょっと考えていただきたいなど。

もう一点は、世代間の公平性ということでこの議論を考えてみますと、先ほどの財政調整基金の関係じゃありませんが、今使えるお金、使うべきお金をこの臨時財政対策債でこうやって借りて使うように努力しているということも言えるのかもしれませんが、先ほどの議論の中であったように、財政調整基金であれば毎年毎年残しているということを考えますと、住民のニーズをしっかりとつかむという、実態をつかむという努力をもっととしながら、ここの財政の部分ではもっと厳しい状態の報告をしていただきたいものだなというふうに思います。

財政については、以上で終わらせていただきたいと思います。

そして、最後の質問でございますが、ふるさと納税の今後の対応はということで通告をさせていただいております。以前、企画課長のほうから、このふるさと納税は、ずっと続いていくかどうかというのははっきりはわからないが、まだすぐにはなくなるであろうと。なくなっていくまでには、やっぱりその前兆というか、お知らせみたいなのが出てくるのであろうというふうな視点の話があったと思いますが、それこそこのふるさと納税、先ほどちらっと町長の発言の中にもありましたが、合併後のこの交付税の一本算定化で減っていく部分が、このふるさと納税のおかげで、思いもかけず補える形で収入が増えているんじゃないかなというふうに思うわけです。

そういった意味での一つ目の質問ですが、財源の減少分を補っているが、使い道と財政

健全化の考え方を問うということで質問を通告させていただいております。今回の当初予算の予算説明資料の中でも、もう随分多くの事業の中でこのふるさと納税関係の基金からの使われているものがあるわけですが、財政健全化ということを本来は問いたいわけで、新しく、今後どのような事業にこのふるさと納税関係の基金を使っていくのかということで、新しいランニングコストがずっと経常的に費用がかかっていくようなものには使わないだろうとかそういったことを心配するわけですが、その考え方がしっかりとあれば、最後に答弁をいただいて、残り質問が残りますけど、終わりにしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） ふるさと納税に関して財政健全化の考え方ということでございます。これについては、ふるさと支援基金の一定の充当の方針というものを定めておるところでございまして、まず、ふるさと納税の返礼品ですとか事務経費などに係る経費につきましては、これは直接ふるさと納税を充当することができませんで、一般財源からの持ち出しが必要になりますので、そのため、この経費見合い分については、既存事業に充当していくというふうにしております。そして、純利益と申しますか、寄附金額から返礼品や事務経費などを除いた金額になりますけれども、その純利益の2分の1を新規事業ですとか、拡充の事業に充当していくということで、残りの2分の1は基金に残していくというような方針を立てておるところでございます。

2分の1としておるのは、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、ふるさと納税制度が一定の時期に見直しが行われたときに、新規事業ですとか、拡充した事業がすぐにやめなければならぬならないように、政策的な事業が一定期間は続けられるようにということ配慮して、そういう方針で運用しておるところでございます。ご質問にありました後年度にランニングコストがかかるようなハード事業等、そういったものには充当しないような方向で考えておるところでございます。

○議長（酒井祥成君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 少し時間がありますが、過度な返礼品競争との指摘をどう考えているかということに対して答弁があればお願いします。

○議長（酒井祥成君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 今現在なんですけど、自治体が寄附に対するお礼として送付しておりますこの返礼品、これが注目を集めまして、自治体間の返礼品競争が過熱して、一部の行きすぎた事例に対する批判や制度の縮小などに対する議論が、今も国会でもやられ

ているところもあると聞いております。総務省のほうは今、その対策を検討しております、また新年度になればその方針も示されるかとは思いますが、本町としましては、この制度につきましては、もう各自治体が制度の趣旨、理念、これを理解して節度ある取組をするべきと考えておまして、去年度法改正があつて、いきなり寄附金額増えてきましたが、まだまだ確立されたような制度になっておりません。そういうことがありますので、もう全国の自治体がこの趣旨を理解して、創意工夫をして有効な制度として活用していくべきと考えているというところです。

○6番（下元真之君） ありがとうございます。

○議長（酒井祥成君） これで6番下元真之君の一般質問を終わります。

2時半まで暫時休憩したいというふうに思います。

午後2時16分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（酒井祥成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番水間淳一君の一般質問を許可します。

8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） それでは、通告順に従いまして、順次質問をしてみたいです。これは、何も目新しい一般質問ではありません。過去に何人かの議員もお伺いしております。私自身も一般質問で取り上げた経過があります。そういったことを前提におきまして、執行部の皆はもう全て頭の中に入っておると思いますので、もう宙で全て答えられるとこのように思いますので、順次ご回答をお願いしたいと思います。

まず初めに、防災対策について。このことも昨年も取り上げております。議員の皆さんが取り上げておりますが、吉見川の浸水対策調整会議、これが設置をされておまして、この初会合。組織されておりますが、この初会合はいつであったかということですが、この行政の最も重要なことは、住民の生命財産、これを守っていくということが何にましても重要なことであると、このように皆さんが考えておりますので、また、そのとおりであると思いますので、まず、この組織のことからお伺いしたいと思いますので、初会合、いつであったかということをお願いします。

○議長（酒井祥成君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 吉見川浸水対策のご質問でございますが、吉見川の浸水対策につきましては、平成26年8月10日、11号台風による浸水被害におきまして河川管理者で

ある高知県の河川課、須崎土木の四万十町事務所と国土交通省四国地方整備局の河川部とで吉見川浸水対策調整会議というのを立ち上げました。目的は当然、浸水被害の防止と軽減を図るための技術的な検討を行い、具体的な対策のメニューの絞り込みを行うことを目的として立ち上げました。

最初の会議がいつだったかというご質問でしたが、災害を受けたのが8月10日でしたが、初回の会としては、平成26年、その年の10月30日に開催しております。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 初回の会合が平成26年10月30日に行っておるということになりますが、この会合につきましては、今まで過去に何回ぐらいの会合を開いておるか、その回数をお伺いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 回数につきましては、現在までで5回の開催になっております。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 会合は今までに5回ということで説明をいただきました。次に、この会合のメンバーは説明をいただきましたので、おおむね分かりました。それで、この会合の内容。どのように検討をしたかということですが、四万十川の本流も含めて、この検討内容はどうか、また何通りの検討をしたかといったことを説明していただきたいとこのように思います。

○議長（酒井祥成君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 会合の内容、何通りぐらいの検討がなされたかというようなご質問でしたが、ちなみに、経過を少しお知らせしたいと思います。経過としましては、第一回目は、当然平成26年10月に開催し、その状況を分析して、どのような対策をすれば浸水被害が防げるかというようなことを高知県が専門機関に委託などしまして、実施していくことの確認をしております。そして、二回目につきましては、浸水被害の要因の分析と今後の整備方針、浸水対策のメニューの抽出についての検討を行っていきまして、三回目で、平成27年5月に三回目をやったわけですが、浸水対策のメニューを絞り込みまして、高知県のやる分と四万十町のやる分の分担決めなどを行っております。そして、四回目、五回目はその経過報告、進捗状況の会合で進んでおりました。

一応その中で案としていろいろ出されてきた経過がありまして、吉見川の左岸側、左岸

側といいますと、下流に向かって左岸側と言いますので、茂串町、本町側の左岸側について5案。5件の5案。そして右岸側、右岸側のまず外水対策、吉見川本流から中の住宅地内に入ってくる外水をとめる策としまして2案。そして、右岸側につきましては、また内水対策として、内水を外に出す案を4案。それと別に、四万十川本流。四万十川本流の掘削する案が1案。そして、まだ吉見川の、かなり上流になります、上流、金上野あたりから四万十川本流への地下の放水路等の案もありまして、それも検討してきました。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） いろんな方法を検討していただいたということではありますが、あらゆる浸水対策、これは今の案に限らず、町内の中でもいろんな検討をしたと思っておりますが、最も現実的で効率的で、かつ町民に理解される方法、方策、これは、どの方法が一番理解されやすい、また安全対策が一番有効に機能するかということはどうでしょうかね。

○議長（酒井祥成君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 最も効率的な案というので、一応今までのところの決定案となりますが、さっき言いました茂串町、本町筋の左岸側の内水対策については、ポンプと遊水池を、一応、茂串町遊水池と。右岸側の対策としましては、右岸側の琴平町筋です。琴平町、あの小学校筋ですね、の対策については、バック堤プラスポンプ案。バック堤というのは、琴平谷川、吉見川に流れ込んでおります琴平谷川という小さな谷川がありますが。その左岸側が低いということで水がこぼれておまして、それをバック堤としてかさ上げをする、プラスポンプの案。右岸側、小学校のほうですが、右岸側の対策としましては、ポンプの増設案と、この3通りで一応実施する事業としての採択を向けての決定をいたしております。

また、この案を実施する事業といたしまして検討がなされたのは、河川サイドでやる事業か、河川事業じゃなくて公共下水道対策の事業でやるのかというのが検討しまして、結果は公共下水道による国の補助事業ということに決定しました。

ほんで、なぜ公共下水になったのかといいますと、まず河川サイドの事業を本格的事業化になりますと、低いエリアですね。浸水域の低い低地なんかは民地なんかは当然ありますので、そこに例えば盛り土をすると。漬からないように土を入れるとか、例えば、家を建てたいとかいうようなことが制約されてできなくなるということで、最も地域の住民に

有利な下水道案ということで、雨水に特化した公共下水道案ということで事業を実施するように今、決定しております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） それでは、最も現実的で有効なのは、今、課長が説明をいただいた3案で、これを実施するということではありますが、これを実施した場合、絶対ということは何事にもありませんが、まずおおむね大丈夫という計算でやっておりますでしょうか。想定外ということもありますが、最近はまだ想定外を想定しなければならないというような、こんな災害が起きておりますので、想定範囲内でこれは処理できるというふうに、確信まではいなくても、そういった考え方でこの工事を進めるということになりますかね。

○議長（酒井祥成君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 平成26年の災害を受けた後、早速、当時から護岸等の湧水いますか、逆流防止のフラップゲートなど、二十数か所、常に町の分と県の分と合わせて二十何か所を実施いたしまして、また擁壁等の隙間からの住宅地へのしみ込み等についても対策、順次やっております。それはまた、この本事業とは別の県の事業と町の事業でやりました。それプラス、ほんで今回、この雨水に特化した公共下水道事業で、いろいろ湧水池とかポンプ対策やりますので、完全に今度は床上浸水等は確実になくなるというようなこと確信を持って事業を実施する予定をしております、今月末、27日の日になりますが、関係する常会、地域常会のほうに説明会も一応町のほうで予定して、今後の経過等の進捗経過、方針等の説明をしたいと考えておりますので、安心していただけることだと考えております。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 今回の事業で町民の方々は安心をして生活ができるということであろうと思います。また、そのようにしていかなければ、行政としての使命が果たせないところのようにも思いますので、是非そのような方向で進めていただきたいとこのように思います。

それから最後に、この件で一つ、四万十川の本流ですね。本流の幅を拡幅するとか河床を下げるとか、そういった本流の流れを急激に下へ持っていくと、下へ流すというようなそういった方策は検討されたことがありますか。それとも、どうでしょう。それは現実的

ではないでしょうかね。

○議長（酒井祥成君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 先ほどちょっと触れましたが、一つは、本流の河床を掘削して流すという案も一応検討して、計算もいたしました。ただ、今の本流、その川幅の中の、言うたら大井野あたりから西原あたりまでの河床掘削じゃ、あくまであらゆる計算上の話ですが、10cm以下の水位の低下と。プラスその費用対効果。1回やることによって、1年間は10cmは下がるかもしれません。ただ、また上流から土砂が流れてきますので、河床掘削しても、また次の年、次の年と追えあひになるのは目に見えちゃうところなんです。ただ、川の幅を広げるとなると、当然、吉見川の合流点、前は大井野の優良農地、水田が広がっております。あの辺りを全部、一応協力もらえればできんことはないですが、それでも水というものは上流から下流に水平に流れていきますので、かなりの面積を河川として利用せん限りは、かなり水位の低下が望めない。それプラス費用の面、そういう面から考えますと、当然、今決定された案が最善の策じゃないかというようなことで決定いたして、順次、早期の完成を目指して頑張っていきますので、またよろしくお願ひします。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 説明は分かりました。なかなかこの大川を、四万十川本流の河床を下げるとか幅を拡幅するといっても費用もかかると。そして、10cmぐらい水位が下がったとしてもそれほどの影響は、ないということはありませんが、影響は少ないというふうに思いますので、やはり、今、課長の言われたこの3案の現実的な方法で、まず、まちの浸水を守っていくというような方向で行くのが最良の策であるところのように理解をいたしました。今年も災害の季節が近づいてきましたので、まず町民が安心して生活ができる、こういった方向性で進めていただきたいとこのように思います。

これで、一番の防災対策を終わりたいと思います。

続きまして、二番目のまちづくりについてを質問をいたします。この件につきましても平成27年9月に一般質問をしております、また中屋議員もこのことについて一般質問をしておりますので、おさらいも含めて、もう一度このことをお伺いしたいと思っております。

旧の大正庁舎の件ですが、活用についての調査をするということで200万円の調査費が計上しております、その200万円の調査費を使用して調査が済んでおるとは思いますが、

この調査結果はどうであったかということをお伺いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長（山脇一生君） お答えさせていただきたいと思います。

調査目的から順に説明したいと思いますので、ちょっと長くなるかもしれませんが、構いませんか。

先ほど議員が申されましたように、調査費として200万円を計上しまして、議決いただいた後、平成28年度において調査をしたところでございます。まず、調査目的としましては、旧大正町役場庁舎、これをプラモ館設置の要望があった関係で、本当に利活用ができるのかといったことで、実現可能かどうか。それから、経済的自立性の高い事業として運営ができていくのかどうか。また大正町中のにぎわい創出に資するのかどうかといったようなことを踏まえまして、調査を経営コンサルタントに業務委託をしたところでございます。

調査の内容としましては、現状の調査、それから、既存事業計画の評価、それから、プラモ館の事業性評価、それからプラモ館とは別のにぎわいに資するような事業提案、それから事業スキームの提案とか、最終的には事業に係る収支、これがどういったような内容になるのかといった調査をお願いして、それに対する報告を受けております。

まず、現状の調査としましては、意識調査と建物の調査ということでやっておりまして、意識調査につきましては、「どうしてもプラモ館」という推進派と、「プラモ館にはこだわらない」という消極派といますか、しかし、まちのにぎわいについては、このままじゃいかんという危機感も持っている、そういった方にヒアリング調査を実施したところでございます。皆、活性化を図りたいという思いは持っておられます。そのためには、人を集める必要がある。ここも共通の認識でございます。しかし、集客の方法について、具体的にどうやってやるというのは、プラモ館が建設されれば人が来るのではないかと、そういった考え方の方が多かったと。じゃ、そのプラモ館をどのように運営するかというところまでの具体的な考えがなかなか聞き取りの中では出てこなかったというのが現状でございます。

それから、もう一つ、建物の利用可能かという調査でございますけれども、町内建設業者に平成28年の1月か2月やったと思いますけれども、見ていただいて、診断をしていただいたところ、増築を後からしたところについては、非常に老朽化と腐食があって、もう使えないと。そこは取り壊す必要があると。ただ、一番最初に建てた部分については、耐震改修をすれば利用可能であろうといったようなことで回答をいただいております。

この本調査の中で委託したコンサルタントに建築士の方も一緒に来ていただいて、見ていただいた経過もございます。その中では、老朽化がひどいと。それから、2階の床が弱い、それから階段が狭い、それから、2階については、2階も1階もですけれども、今は明るいですが、プラモとかプラモの箱とか美術品として鑑賞させるような展示を行うのであれば窓を塞ぐ必要があると。やっぱり光によって劣化していきますので。そのために建物全体の意匠も大きく変わってしまうといったこと。それから、活用できる建物が敷地内の中央にありまして、今のままの建物を利用したとしても取り壊した部分の利用が非常に、有効活用といった面からすると使い場が悪いと。それから、耐震改修をしてそのまま使うということよりも、建て替えたほうが経費、また使い勝手としても良いのではないかとといったような意見をいただいているところです。

それから、これまでたくさんの事業計画がありまして、三つの計画があります。それから、ホビー館についての来訪者の聞き取り調査、こういったところもありまして、それぞれの計画、そういった調査について検証もしていただいたところです。そのそれぞれの計画の中で、やはり、具体的に結論として結ばれているところが、その計画にはなかなかないと。コンサルの中では、この内容では実際にゴーと言えるような内容ではないと。今までの既存の計画については、非常に疑問があるというような答えをいただいています。

そのプラモ館の事業性評価といったところで、プラモデルの展示をしてどうなのかといったときに、プラモデルについては、非常に市場が小さく、縮小傾向にあるということ。それからまた、前の議会でも申し上げましたけれども、展示ビジネスという形で、展示入場料で運営していくといったそういう施設については、美術館、博物館等、行政側がやるべき施設の例を見ましても、非常に赤字。8割程度は行政側からの応援がなければ運営できていないという状況があると。プラモデルの展示等で多少は違うとは思いますが、そういった展示ビジネスでは経営が非常に苦しいという結果が出ております。これは県外のそういった施設の調査に基づいて報告を受けております。

それから大正商店街のにぎわい創出のための事業提案という形の中で、プラモ館以外に、大正浪漫を生かした、コンセプトを生かした景観とかイベントの実施。その中には、焼酎バーでありますとか、それから着物の着付け、あるいは写真を撮る、それから、空き家を利用したゲストハウスを運営するでありますとか、スイーツをつくって販売するでありますとか、これは大きなお金をかけなくても、町民の方が連携をして取り組めば非常に実現可能なといったような提案がなされております。

それから、肝心の収支でございます。収支については、入場料300円。それで大人が9割、子どもが1割。これはホビー館への入場者数をもとにして割り出しておりますけれども、そういったところから、県内の展示を主体とする類似施設、こういった施設の入場者数から推計した数字をもとに試算もしております。それからスイーツ及び焼酎バー、こういったところも類似の施設から推計をして出しております。その収支としましては、プラモ館でございますけれども、売上げが157万円に対しまして、費用が587万円。これは学芸員並みの方が当然いるべきであろうという試算でございます、430万円の赤字になるのではないかと。それからスイーツショップ。お土産がないということもございまして、コックレスでお土産としての販売のできるスイーツを開発し、販売する。こういったビジネスについては黒字が見込まれるのではないかとということで、これは122万円の黒字があるのではないかと。それから焼酎バー、これは無手無冠を中心としまして焼酎あるいはお酒、そういった昼間の飲食。現在は車で来られる方につきましても、必ず1人はハンドルキーパーといたしまして、「わしゃ酒飲まん」と運転する」といったような方もおって旅行される方が多いと。また、バスで無手無冠等へ来られる方もおりますので、そういったお酒を楽しむツアーの中に総菜を提供する。そういったものを作っていくといったような取組、これでも黒字は一定見込めるんじゃないかと。

そういったようないろんな取組のこともございまして、やり方次第で売り上げは上がる場合もありますし、今の試算よりも落ちる場合もあると思います。ただ、今のプラモ館につきましても、非常に大きな赤字が予想されるということで、具体化していくには非常に困難性があるのではないかとというような調査結果でございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 詳細な説明をいただきました。これは、委員会でいえば経過と結果の報告を十分にいただきましたので、分かりました。

それから、手短かに教えてください。この調査の結果を商工会とか地域の活性化のメンバーとかそういった方に報告をしたかしないか、話し合いをしたかしないか。これを一言。

○議長（酒井祥成君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長（山脇一生君） これまで10回程度、代表者の方、それから活性化協議会、それからデベロップ大正といった法人、商工会に対しまして、説明会及び協議をしました。それで、最終的には今年の1月10日に住民側が12名参加、その会には町長も参加

していただいて、事業の評価としまして、モデルビレッジのほうから全体的な説明もしていただいた中での意見交換をいたしました。その中で町としては、この建物については一旦取り壊しをし、その跡地についての利用について、今後協議していきたいということで話をしております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 地域の方々に説明をしたし、そのとき町長も出席しておったということですので、地域の方々、それから旧庁舎を利用して活性化につなげていきたいといった方々も納得をしていただいたという説明であったと思います。

それで、今回の予算の中に1,369万円の解体の費用が計上されておりますが、これを使用して一旦取り壊すということではありますが、今後のことについてということになりますが、まだ取り壊していないですが、取り壊した後のことをどうするかということは、今からの協議ということになるというようなことではありますが、その中で跡地利用については、大正地区の商店街のにぎわいとか活性化につながるそういった考え方、その跡地利用が大変重要になってきますが、町長の考えとしては、どのような跡地を利用して、どのように活性化させていくのかということ、考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうから申し上げたいと思います。

ちょっと補足説明させていただきながらと思いますが、先ほど担当局長が申し上げましたように、せんだって200万円の調査研究費を議決いただいて、実施したところです。私としたら、やはり、その結果として、行政が介入をして公的負担を投資する事業においては、今のプラモ館の構想ではなかなか交付できないなという考え方を持っております。

先ほどの例で、2例、3例ありました。やはり、この地区以外にもそういった地域づくりの計画があるところがあります。やはり、そういった、まずは、喫緊の課題の中でやれるべきことからやっていくということで、もうこの間ご説明させていただきました。そういった観点から、まずは今回、予算の承認いただければ取り壊しをしていくと。その取り壊しの方法でございますが、今は全部解体撤去ということに処分なっておりますけれども、今後、ちょっと詳細にまた地元と話し合いをしながら、例えば、また改築できる環境等作っていきたいとも思っておりますので、やはり1回、次につながるような解体の仕方をしてストックしておくという考え方も持っております。ちょっとまた、本来提案すべき段階

でこんなことを言うては何ですけれども、やはり、本当に熱心な方がおりますので、そういった方でまた今後、模索をしていきたいと思っています。解体した後は、今、本当ににぎわい拠点のメンバーだとか、あの通りのおかみさん、本当に熱心にやられていますので、そういった延長線の中で、地域活性化につながるような使い方をしていただければ非常にそういった使い方をしていただければありがたいなということで、まだ私としては、どうのこうのという使い方は選定しておりませんが、地域活性化のために使っていただきたいという思いは持っております。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 今回の解体費用の計上、1,369万円の計上ですが、これも議会が通っておりませんので、どうなるかまだ分かりませんが、町長としては通るという前提でこれを上げておりますので、通らんとというような前提はありませんので、通ったらどうしますということで、やっぱり、これ、町長考えていただいて、地域の方々と是非にぎわい拠点をつくっていただくように、是非そういった方向で検討していただきたいというふうに思います。

町長の考え方もやはり、地域の方々に、やはり町としてはこんなようなことにやったらどうですかとか、いろんなアドバイスの方法もあるし、協力もあるし、もちろん行政は何をやるにしても、やはり地域の方々と協力がなければ何も前へ進みませんので、やはり、この場合は町民の方々が主導でいくほうが私はええと、今はそういくべきだと、このように考えておりますが、やはり、そのバックアップとして、行政がどのようにバックアップしていくかということが大変重要になってきますので、今の説明でおおむね分かりましたが、今後の跡地利用について、是非そのように進めていただきたいとこのように思います。

ただ、今の町長の話の中では、一旦解体して、次にもまた再利用ができるような解体の仕方を考えておるということですが、それ、解体して、あそこへいながら置いとったら、雨風に当たってもう使えんようになりますので、元通りにはできませんが、やはり解体して、また使用するというような方法で解体をしていくということですかね。そうですか。はい、分かりました。そういった方向で進めていただきたいとこのように思います。これも地域の方々が納得していただいているというような考え方でよろしいですかね。このことについて。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうから申し上げますと、全員の方が納得しているとはちょっと承知はしておりません。やはり、一定、我々として、しっかりとしたスケジュールの中で、先ほどの調査結果も含めてご説明もさせていただきました。その後、局長もだんだんに関係者にはご説明してもらっておるところでございますので、最後は私の判断になるというふうに思います。ですから、ここはそういった意味も含めて、今回、全員の了承はしっかり確認はしておりませんが、町の方向性としてはそういうことということでご理解いただければと思います。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） おおむね理解ができました。そのような方向で、またこのまちづくりについては進めていただきたいとこのように思います。

この件はこれで置きまして、最後に四万十川の再生についてお伺いをしたいと思えます。この件も再三再四にわたって各議員から質問が過去にあっております。この四万十川の再生について、まず初めに、ここへ①②と書いておりますが、これ、①②はもう一緒にして質問をしていいと思います。

まず初めに、今回大きく四万十川を町としてどのように位置付けておるか。この四万十川としての位置付けをまずお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（酒井祥成君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） まず、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

町は四万十川をどのように位置付けているかというご質問でございますが、四万十町におきましては、これまでも四万十川の保全再生に向けた取組を実施されてきているところでございます。特に、平成29年度以降における本町のまちづくりを明らかにし、その指針となる第2次四万十町総合振興計画では、三つの基本方針の一つとして、日本が誇る四万十川流域の環境づくり。そして、自然と共生する持続的、循環型のまちづくりというふうに位置付けられるなど、重点を置き、関連する事業を予定しているところでございます。

そして、四万十川は古くから人々の生活や各産業にも深いかわりがあるというふうに認識しております。観光面では、以前の調査ではありますが、本町を訪れた観光客の方に「訪れた目的は」という問いに関しましては、「四万十川を見たい、触れたい」との回答が1位であり、観光面での大きな資源でもあります。また、内水面振興という部分では、

本町には二つの漁協がありまして、それぞれアユの放流などによる繁殖、保護活動などに取り組んでおられます。日常的に接しておられるといった部分もあるところですよ。先日、1月の漁協の総会に出席させていただきまして、その中で、組合員の皆さんの四万十川の保全や再生に向けた意識が強く感じられ、本当に連携した取組が必要であるというふうに感じたところでございます。このようなことを含めまして、四万十川は住民の生活に密着しており、大切な資源であると捉えておりますし、その位置付けのもと、四万十川対策室でも各事業を実施しておるというところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 今、課長から答弁がありました。町長は四万十川をどのように考えておられるのか。本町は四万十川あつての四万十町ですので、そういった観点から、この四万十川に対して、どのような思いを持っているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

正に水間議員が今ご指摘したように、四万十川なくして四万十町はなしというふうにご考えております。これは様々な会議に出たり、様々に上京したときに、本当に会う方たんびたんびにそういったことを聞きます。「ああ、四万十川がある町ですね」とか。本当にそういったことがあつて、今、四万十町の人気ランキングも、せんだつての議会でもご報告申し上げましたが、全国で36位とそういった結果もいただいております。せんだつて、地域おこし協力隊の会議でも本当に来た隊員から、四万十川の大切さ、町長、しっかりそういったところをやっていくべきではないですかという言葉もいただきました。やはり、そういった様々な部分で、四万十川の役割というのが非常に多く見受けられますので、やはり、今後、今、研究しております三年目の事業もしっかり調査して、今後広がりのある四万十川対策に向けて頑張っていきたいというふうにご考えております。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 町長が四万十川に対する思いは、今の説明でおおむね分かりました。

それで次に、ふるさと納税ですね。このふるさと納税の活用可能な額のうち、四万十川再生にこの何%ぐらい、かつちりなりません。大体おおむね何%ぐらいは使用したか、

活用したか。そしてまた、その金額は幾ら活用しているかということの説明してください。

○議長（酒井祥成君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えをいたします。

四万十川再生に向けたふるさと支援基金の活用につきましては平成26年度から行っております。なお、集計につきましては、年度別にご報告させていただきたいと思っております。

まず、平成26年度につきましては、ふるさと支援基金金額は867万7,000円でございます。そのうち四万十川再生補助に活用しました予算が270万円で全体の31.7%というふうになっております。平成27年度につきましては、四万十川再生に係る予算は、国の交付金等を活用しましたので、ふるさと支援寄附金では使用しておりません。平成28年度は、今回の3月補正の資料にもございますが、補正後の寄附金の充当額は9億639万3,000円となっております。そのうち、四万十川保全再生に係る分、また観光等の全体の部分を合わせまして1億3,630万6,000円となりまして、ふるさと支援基金全体の15%というふうになっております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） それで、今の金額とパーセントは大体わかりましたが、このふるさと納税の方々の多くの方々が、四万十川再生に活用してほしいという思いの方が多いいと思います。そのような方々の思いをもう少し四万十川の再生に活用していくべきじゃないかこのようにも考えますが、具体的な策があればお伺いしたいと思っております。どのようなことに使っていきたいかということです。

○議長（酒井祥成君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えをさせていただきたいと思っておりますが、まず、ふるさと納税の直近の寄付分析というところで、議員のおっしゃられましたように、寄附をされた方が具体的に使用用途を示している寄附金では半数以上が四万十川の保全等に関連しています。やはり、四万十川の知名度が全国的にも高いということがわかると思います。今後もこの寄附者の思いに添えるような四万十川の総合対策を実施していかななくてはならないというふうに考えておるところです。

今回、取組について具体的なところということで、ご質問もいただいておりますが、現在行っております各保全等につきましては、各課を横断した取組、例えば、アユの放流で

ありますと、農林水産課、また林業の振興、それから重要文化的景観の保全、それらは継続しながら進めていきたいと思いますが、今回行政組織条例の一部改正にもありますように、やはり四万十川対策室の体制も強化しながら、まず今後3年間で、これまでの3年間で実施をさせていただいた四万十川保全活用検討業務、これが来年度最終年度を迎えます。これから見えてきた課題、問題を整理し、今後、改善強化すべき点を洗い出すと共に、資源の活用計画の策定、そして、四万十川と共生する資源、循環の仕組みづくり、資源の情報発信というところで、具体的な対応策を検討していきたいというふうに考えておりますし、当然のことながら流域の市町村、四万十川財団等の連携もこれからますます強化しながら取組をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 大体分かりました。四万十川財団との協力関係を強めて、お互いに相乗効果を発揮しながら四万十川再生に努めていかなければならないとこのように思っております。やはり、課長の答弁もそのようなことであったんじゃないかとこのように思います。

そこで、これは町長にお伺いしたいんですが、四万十川の再生のためにこのふるさと納税とかいろんな資金を活用して、やはり、再生の起爆剤として、川の駅、四万十川の駅のような、道の駅は町内にも3か所ありますが、この道の駅ではなくて川の駅、そういったことを新設して、やはり、この四万十川の全国発信にもなるし、大体四万十川といえば全国の方々知っておりますけれども、やはり、もっと全国に発信していくために川の駅と、四万十川の駅というようなことをそういったことを新設してはどうかとこのようにも思うわけですが、町長の考えはどうでしょうね。なかなか急に、これはやりませんか言われても町長もすぐやりましようとは言えんことですが、考え方として、やはり、川の駅ということは、全国的にもまた四万十川が有名になっていく一つの起爆剤ではないかとこのように考えるわけですが、いかがでしょう。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 川の駅の新設、整備はいかななものかというご質問だと思います。せんだっての地域おこし協力隊の会議の中でもお答えしましたが、また、これ、私の一存、個人的な見解です。

今、担当課長も申しあげましたように、平成29年度で3年の計画、これが一定、資源の

培養、そして、河川の美化、景観、こういったもののエリア分けをして一定の方向性が出れば、ふるさと納税の重点的な活用を考えております。その中で、川の駅ということがございますけれども、ちょうどこれ、いの町に確か、仁淀川沿いにあったというふうに思います。これは見ていますと、やはり、農協の、ちょっと購買も一緒にあったんじゃないかと思えますけれども、やはり、我々の町の中で道の駅が3か所ございますので、そういった分散傾向が進まない、そこで投資効果が上がるというふうに判断すれば、それも全く否定するものではありません。自分が今後、そういったデータといいますか方向性が出たときに、まずはすべきこととして、我が町でできることをしっかりやる。資源の培養、景観、河川の浄化、森林保全、そういったことの分野別になると思います。我が町以外については、四万十川保全機構という会議の中で、せんだってもちよっと発言させていただきましたが、流域で取り組むべきこと、こういった整理をしながら進めたいと思います。

その中で、例えば、5市町ございますけれども、四万十八景とかいって、ちょうどこの間、清掃活動で大井野橋の下にちょっと自分も行ったときに、非常に河川が荒れています。ヨシが生えて、そのヨシが岩をつかんでおる関係で、そこが急峻になって、掘れて、橋台、ピアといいますか、そこがちょっとえぐれておるような状態もありますので、あここで写真を撮る方もおるようでございますので、そういった四万十八景、これは漠然と言う話でございますが、そういった八景の中で、そこに休憩所的なものであるとかいう必要性が出てきたら、そういった、今ご提案いただいた設置も必要だというふうに考えておりますので、その辺は、町内のそういった動きの中はしっかり捉えながら整備をする分であれば、投資効果が発揮するという確信が持てればやっていきたいとは考えております。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） これはやはり、川の駅は、全国的には何か所があるようですが、急に明日から明後日からというわけにはなかなかいきませんが、やはり全体的な検討を加えながら、今、町長が言われたように投資効果もあらわれるし、全国的な発信の記事にもなると、再生の起爆剤にもなるというようなことが全体的に考えがまとまれば、またそういったことも考えていったらいいんじゃないかこのように思っております。

それで、最後にもう町長に四万十川はこうあるべきやと、こんな川じゃないといかんというような思いがあればお伺いしていかから終わりたいと思いますが、どうですかね。こんな、町長の頭に浮かぶ川、四万十川の姿があればちょっと。難しいかもわかりませんが、あればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（酒井祥成君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） この四万十川のこんな姿があればということでございますけども、私が最近考えますのに、やはり、確かに交流人口という部分では四万十川を評価されています。しかし、やはり、この間、様々な人に聞きましたけども、一つの家庭の污水対策もそうですし、ごみの飛散しない防止対策もそうです。やはり、外部の方というよりも我々自身が四万十川に負荷をかけない、そういったまちづくりをする上で、やはり交流人口が拡大が図れるだろうというふうに考えております。

ですから、私自身のことも含めて、家庭の雑排水の問題、それからごみの飛散といいますか、風によって飛んでいくとか。町の職員は今、月に1回、町内の路上に落ちたやつが川に流出しないように拾っていただいておりますけれども、やはり、そういったことがもっと全町的に、しっかり四万十川対策を地元がやっていくという前提の中で、やはり四万十川の水質、資源の培養、そういったものが維持、培養できるように、拡大できるように、その上にやっぱり交流人口が拡大するというふうに考えておりますので、まずは地元の四万十川に対する負荷をかけない、そういった機運の醸成といいますか、やっぱりそれがまず大前提だろうというふうに思います。その結果として、やはり、来客された方々が評価をいただけると思っていますので、その辺も同時並行的に進めながら、一例を挙げますと当然、合併浄化槽の普及の問題もそうですし、そういったところが必要であれば、基数を増やしてでもやっていきたいと考えておるところです。

以上のことがございまして、ただ、交流人口を迎えるための四万十川ではなくて、やはり、我々の農地に対しての水の水源の蓄え、様々な部分の機能がありますので、そういったところが総合的に踏襲されたのが四万十川だというふうに考えておりますので、是非そういう観点から浄化、活用、そういったものを推進していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井祥成君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 最後に町長の四万十川に対する思いとか考え方を聞かせていただきましたが、おおむね理解できました。おおむねという言葉をよく使いますが、100%分かったわけではありませんので、おおむね理解させていただきました。どうもありがとうございました。

私の一般質問をこれで全て終わらせていただきます。50分で終わらず予定でしたので、

それこそ、おおむね50分で終わりましたので、ちょうど計算どおりでした。どうもありがとうございました。

○議長（酒井祥成君） これで8番水間淳一君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時21分 散会

